

# 1 県内の患者の状況

## (1) 検査陽性者の状況 (令和3年8月11日 24時現在)

(単位：人)

陽性者数 (累積)	入院			宿泊療養	入院・宿泊療養調整等		自宅療養	その他医療機関・福祉施設等	死亡	退院
	中等症以下	重症	入院調整							
					入院					
48,323	647	610	37	682	537	288	1612	0	1,322	43,523
+608	+23	+23	±0	+9	+107	+63	+33	±0	+1	+435

※下段は前日比

※本日公表の取下げ1件 (8/7 (1名)) は累積の陽性者数に反映済み

### [検査内訳]

(単位：件) (単位：人)

区分	PCR検査	抗原検査	合計	陽性者数
地方衛生研究所等	130,487		130,487	12,869
	+628		+628	+49
民間検査機関等 (医療機関等)	331,728	120,065	451,793	35,454
	+1119	+646	+1765	+559
合計	462,215	120,065	582,280	48,323
	+1747	+646	+2393	+608

※医療機関等からの報告により集計

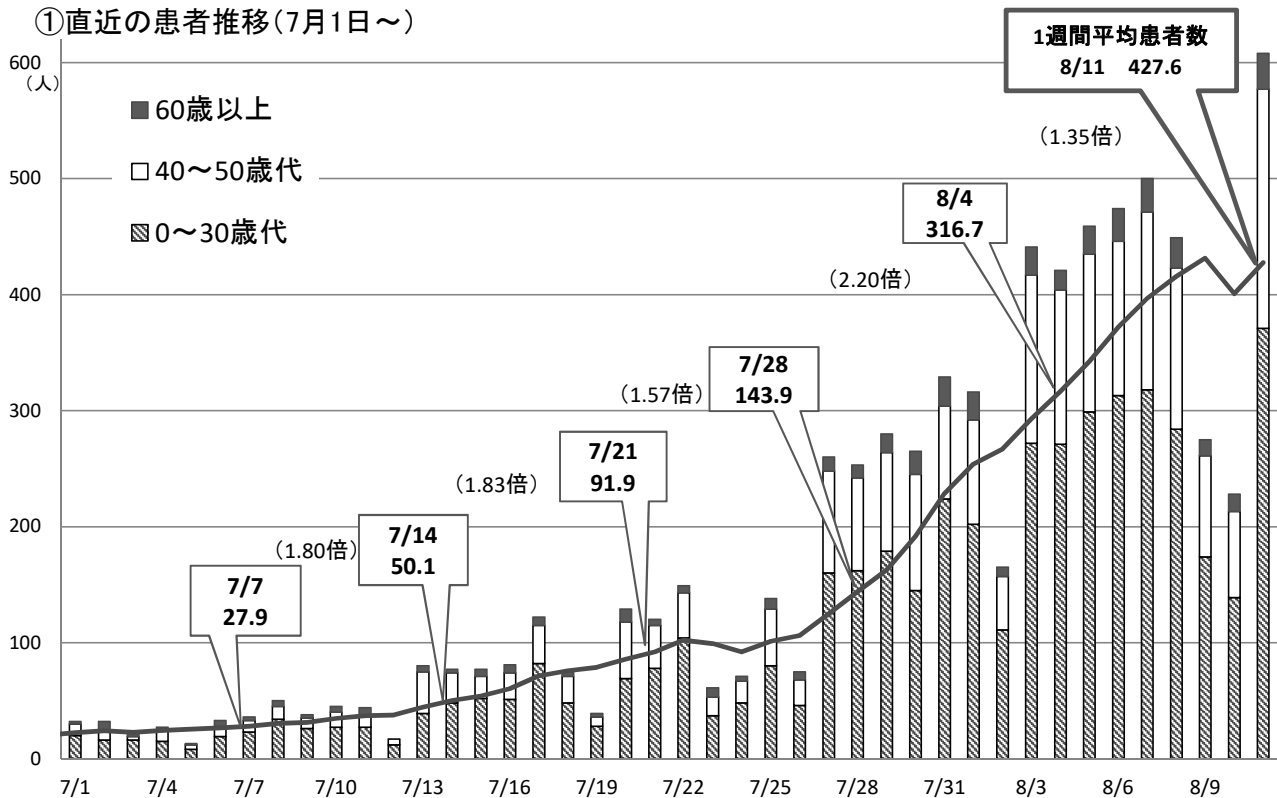
※下段は前日比

### [入院内訳]

区分	確保病床等	患者数	差引	占有率
入院	1,237	647	590	52.3%
うち重症対応	142	37	105	26.0%
宿泊	1,475	682	793	46.2%
合計	2,712	1,329	1,383	49.0%

## (2) 令和3年7月1日から8月11日までの患者数 (7,406人)

### ①直近の患者推移(7月1日～)



(3) 患者の属性等

① 男女別患者数

区分	7/1~8/11		8/5~8/11	
	患者数	(%)	患者数	(%)
男性	4,006	54.1	1,612	53.9
女性	3,400	45.9	1,381	46.1
合計	7,406	100	2,993	100

② 年齢別患者数

区分	7/1~8/11		8/5~8/11	
	患者数	(%)	患者数	(%)
10代未満	450	6.1	214	7.2
10代	1,063	14.4	412	13.8
20代	1,948	26.3	758	25.3
30代	1,215	16.4	514	17.2
小計	4,676	63.1	1,898	63.4
40代	1,286	17.4	510	17.0
50代	992	13.4	418	14.0
小計	2,278	30.8	928	31.0
60代	297	4.0	100	3.3
70代	98	1.3	33	1.1
80代	46	0.6	28	0.9
90代以上	11	0.1	6	0.2
小計	452	6.1	167	5.6
合計	7,406	100	2,993	100

③ 管轄保健所別患者数

区分	7/1~8/11		8/5~8/11		10万対
	患者数	(%)	患者数	(%)	
県所管					
芦屋	185	2.5	67	2.2	70.8
宝塚	398	5.4	179	6.0	53.5
伊丹	459	6.2	216	7.2	56.6
加古川	306	4.1	107	3.6	25.8
加東	203	2.7	98	3.3	37.1
中播磨	42	0.6	11	0.4	26.8
龍野	94	1.3	49	1.6	31.0
赤穂	39	0.5	17	0.6	19.1
豊岡	39	0.5	12	0.4	11.2
朝来	16	0.2	9	0.3	17.6
丹波	68	0.9	36	1.2	35.7
洲本	50	0.7	26	0.9	20.5
小計	1,899	25.6	827	27.6	—
神戸市	2,228	30.1	947	31.6	62.3
姫路市	664	9.0	249	8.3	47.0
尼崎市	1,005	13.6	367	12.3	81.2
西宮市	1,179	15.9	448	15.0	91.9
明石市	431	5.8	155	5.2	51.7
小計	5,507	74.4	2,166	72.4	—
合計	7,406	100	2,993	100	54.7

④ 感染経路別患者数

(※ 飲食店は、接待やお酒を伴う店、カラオケ店等を含む。)

発生地	感染推定場所	7/1~8/11		8/5~8/11	
		患者数	(%)	患者数	(%)
県内	飲食店	84	2.7	33	2.6
	家庭	1,791	58.0	803	63.4
	職場・施設・学校等	368	11.9	168	13.3
	友人との会合、談話等	387	12.5	142	11.2
	クラスター	257	8.3	67	5.3
	医療機関	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)
	高齢者福祉施設等	(36)	(1.2)	(13)	(1.0)
	学校・園	(137)	(4.4)	(25)	(2.0)
	飲食店	(21)	(0.7)	(0)	(0.0)
	職場	(63)	(2.0)	(29)	(2.3)
	その他	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)
	その他	106	3.4	35	2.8
	小計	2,993	96.9	1,248	98.5
県外	飲食店	6	0.2	2	0.2
	職場・施設・学校等	53	1.7	12	0.9
	友人との会合、談話等	21	0.7	2	0.2
	その他	16	0.5	3	0.2
小計	96	3.1	19	1.5	
合計	3,089	100.0	1,267	100.0	
調査中		4,317		1,726	
総計		7,406		2,993	

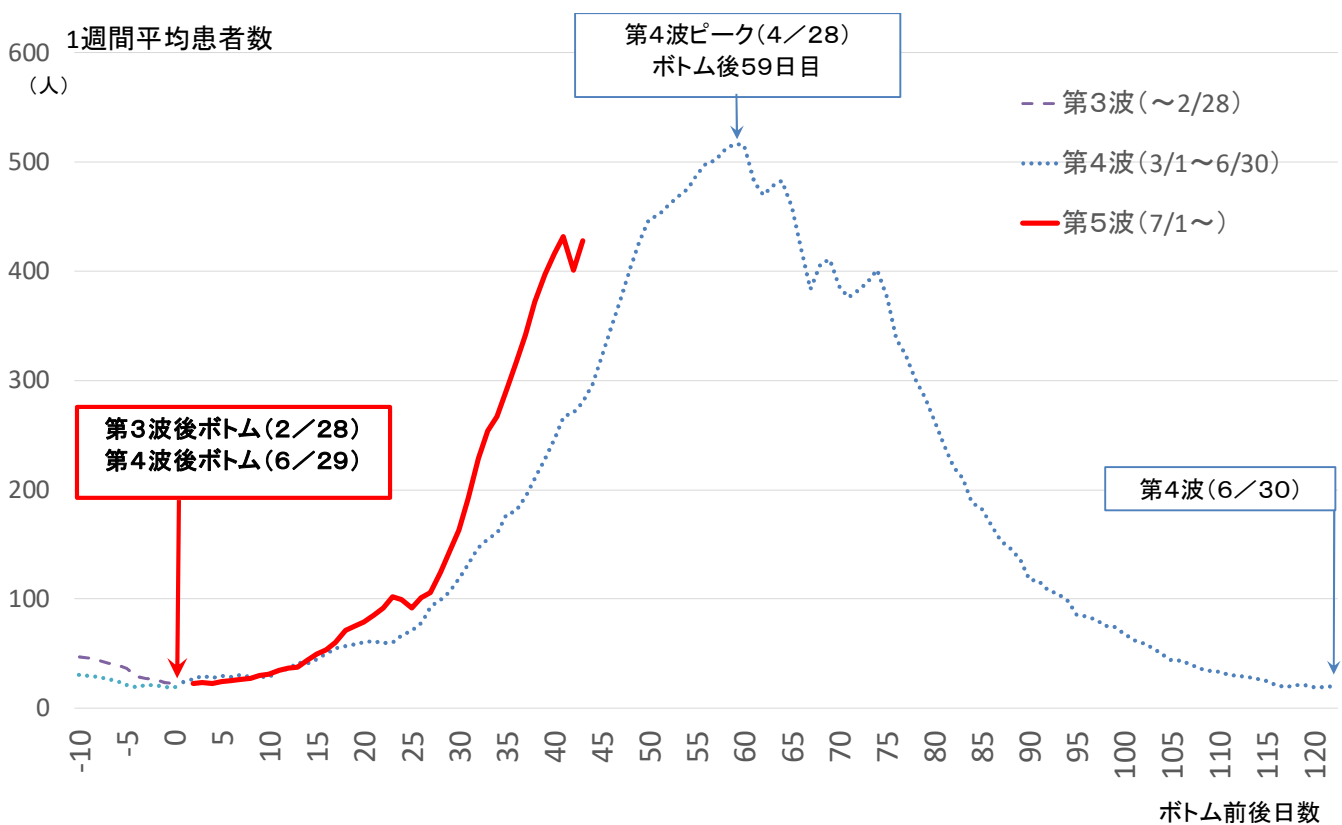
## 2 7月以降に継続又は新規発生したクラスターの状況（8月11日現在）

類型	管轄	施設区分	陽性者数	属性別		第1例目公表日	
				利用者患者等	職員等		
福祉施設	神戸	福祉サービス事業所	①	6	3	3	7月27日
			②	5	2	3	8月3日
	尼崎	障害サービス事業所		6	4	2	7月22日
				11	4	7	7月30日
	明石	障害福祉サービス事業所		9	6	3	8月11日
	計		5ヶ所	37	19	18	
		内8月以降新規分	2ヶ所	14	8	6	
医療機関	計		0ヶ所	0	0	0	
		内8月以降新規分	0ヶ所	0	0	0	
学校等	神戸	中学校		14	14	0	7月9日
		私立大学		5	5	0	8月3日
		私立高等学校		5	4	1	8月3日
	西宮	認定こども園		9	5	4	7月30日
		保育園		6	4	2	8月2日
	明石	中学校		24	22	2	7月14日
		保育園	①	12	6	6	7月31日
			②	6	5	1	8月3日
	宝塚	保育所		5	3	2	8月2日
	伊丹	保育園		9	6	3	7月16日
	加古川	児童クラブ		7	6	1	7月31日
	加東	学校		6	6	0	7月14日
		アフタースクール		27	24	3	8月1日
中播磨	大学運動部		12	12	0	7月26日	
計		14ヶ所	147	122	25		
		内8月以降新規分	6ヶ所	54	45	9	
事業所	神戸	事業所		7	7	0	7月10日頃
	姫路	事業所	①	6	0	6	7月7日
			②	5	0	5	7月7日
	西宮	社員寮		10	10	0	7月29日
	伊丹	販売店		6	0	6	7月27日頃
		事業所		24	0	24	8月4日
	加古川	事業所		8	0	8	7月16日
	加東	事業所		17	0	17	6月8日
事業所の社宅			10	0	10	8月3日	
計		9ヶ所	93	17	76		
		内8月以降新規分	2ヶ所	34	0	34	
飲食店	神戸	酒類を提供する飲食店		31	25	6	6月30日
	計		1ヶ所	31	25	6	
		内8月以降新規分	0ヶ所	0	0	0	
合計			29ヶ所	308	183	125	
		内8月以降新規分	10ヶ所	102	53	49	

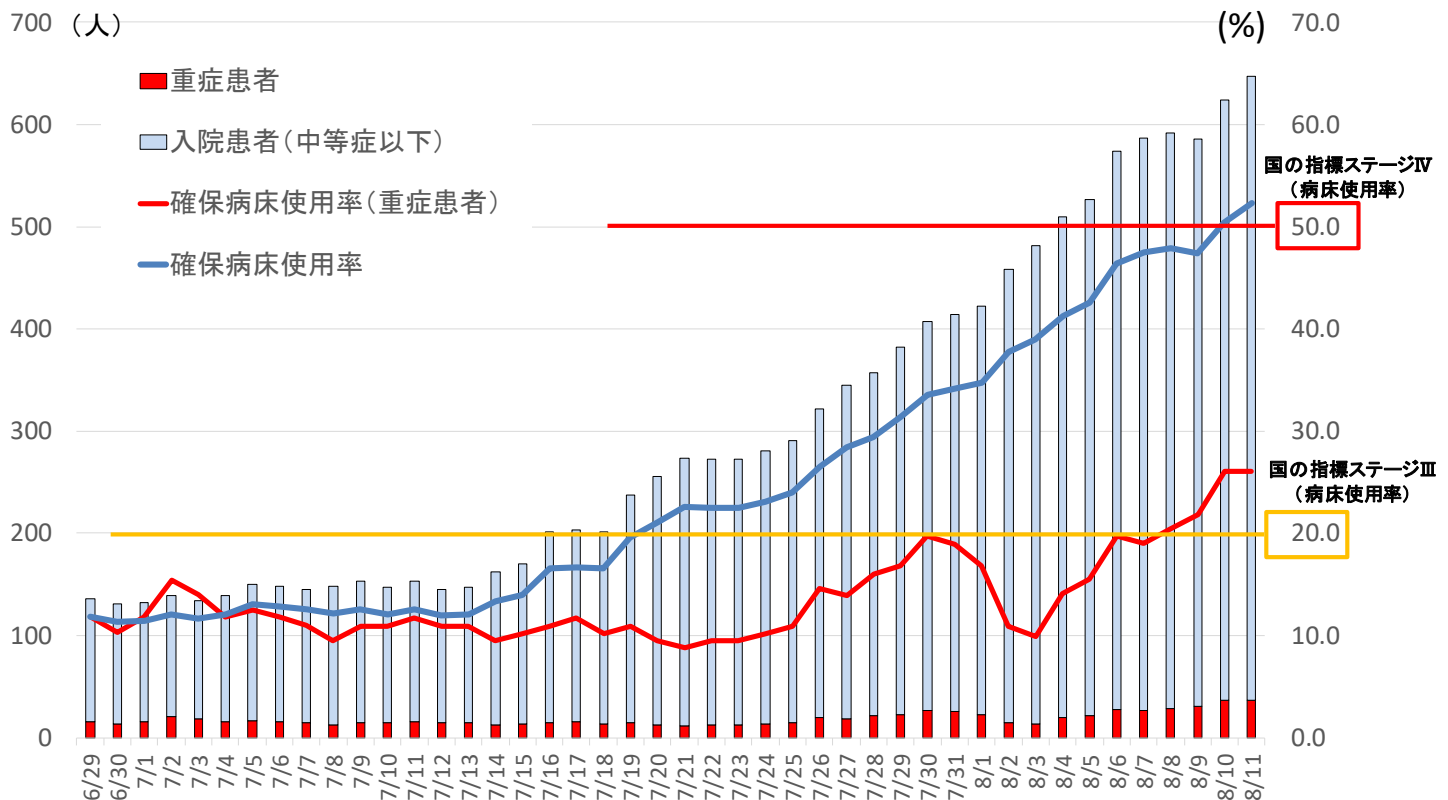
### 【参考】11月以降に発生したクラスターの発生件数及び陽性者数

累計	第3波（11月～2月）		第4波（3月～6月）		第5波（7月～）	
	発生件数	陽性者数	発生件数	陽性者数	発生件数	陽性者数
福祉施設	58	1206	78	1404	5	37
医療機関	45	1818	26	480	0	0
学校等	24	247	44	475	14	147
事業所	9	137	25	325	8	76
飲食店	10	84	6	78	0	0
その他	7	73	7	161	0	0
合計	153	3,565	186	2,923	27	260

### 3 第4波と第5波の新規感染者の状況



### 4 入院患者及び重症者の推移 (6/29～)



## 5 国の新たな感染状況のステージの指標

	医療提供体制等の負荷				感染の状況			
	①病床のひっ迫具合 <sup>注2</sup>			②療養者数	③PCR陽性率	④新規報告数	⑥感染経路不明割合	
	入院医療		重症者用病床					
<b>ステージⅢ</b> 感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	最大確保病床数の占有率 <b>20%以上</b>	入院率 <b>40%以下</b>	最大確保病床数の占有率 <b>20%以上</b>	人口10万人当りの全療養者数 <b>20人以上</b>	<b>5%</b>	人口10万人当り(週間)の新規報告数が <b>15人以上</b>	<b>50%</b>	
<b>ステージⅣ</b> 爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	最大確保病床数の占有率 <b>50%以上</b>	入院率 <b>25%以下</b>	最大確保病床数の占有率 <b>50%以上</b>	人口10万人当りの全療養者数 <b>30人以上</b>	<b>10%</b>	人口10万人当り(週間)の新規報告数が <b>25人以上</b>	<b>50%</b>	
<b>兵庫県 8月11日</b>	<b>52.3%</b>	<b>18.7%</b>	<b>26.0%</b>	<b>63.6人</b>	<b>20.4%</b>	<b>54.7人</b>	<b>58.2%</b>	
<b>備考</b>	入院者数 647人 確保病床数 1237床	入院者数 647人 全療養者数 3478人	入院者数(重症) 37人 確保病床数(重症) 142床	全療養者数 3478人 人口 5,466千人	陽性者数(直近1週間) 2993人 検査数(直近1週間) 14613件	患者数(直近1週間) 2993人 人口 5,466千人	感染経路不明者数(直近1週間) 1742人 患者数(直近1週間) 2993人	

## 5-2 国の新たな感染状況のステージの指標

単位	医療提供体制の負荷				感染の状況			新規患者数 (人)	1日当たり検 査件数 (件)	直近1週間とその前 1週間の比
	①医療の逼迫具合			②療養者数 人口10万人対	③陽性者数/PCR 等検査件数 (週 間) %	④直近1週間の陽 性者数 人口10万人対	⑤感染経路不明の 者の割合 (週間) %			
	入院医療		重症者用病床							
	確保病床使用率	入院率	確保病床使用率							
%	%	%	人口10万人対	%	人口10万人対	%				
ステージ III 指標	20%	40%	20%	20	5%	15	50%			
ステージ IV 指標	50%	25%	50%	30	10%	25	50%			
7月12日	11.9	-	10.9	5.9	2.5	4.8	65.0	17	1,801	1.46
7月13日	12.1	-	10.9	6.6	2.7	5.6	65.8	80	2,209	1.65
7月14日	13.3	-	9.4	7.2	3.0	6.4	64.1	77	1,837	1.80
7月15日	14.0	-	10.2	8.1	3.4	6.9	62.6	77	1,482	1.77
7月16日	16.5	-	10.9	9.2	3.6	7.7	59.6	81	2,004	1.92
7月17日	16.7	-	11.6	9.9	4.2	9.1	55.6	122	1,799	2.05
7月18日	16.5	33.5	10.2	10.9	4.4	9.6	56.5	75	739	2.04
7月19日	19.6	38.1	10.9	11.4	4.7	10.0	55.3	39	1,538	2.09
7月20日	21.0	37.0	9.4	12.6	5.5	10.9	56.0	129	1,467	1.93
7月21日	22.5	36.6	8.7	13.7	5.9	11.7	55.6	120	1,781	1.83
7月22日	22.4	33.8	9.4	14.7	6.3	13.0	55.5	149	2,019	1.89
7月23日	22.4	32.3	9.4	15.4	6.8	12.7	55.2	61	733	1.65
7月24日	23.1	32.6	10.2	15.8	7.1	11.7	56.8	71	751	1.29
7月25日	23.9	32.8	10.9	16.2	7.8	12.9	57.9	138	668	1.33
7月26日	26.5	35.0	14.5	16.8	7.8	13.5	59.8	75	2,088	1.34
7月27日	28.4	33.3	13.8	19.0	8.3	15.9	60.1	260	2,400	1.45
7月28日	29.4	30.7	16.0	21.3	9.1	18.4	61.5	253	2,342	1.56
7月29日	31.4	28.4	16.7	24.6	10.1	20.8	62.0	280	2,182	1.59
7月30日	33.5	27.6	19.7	26.9	10.6	24.5	62.3	265	2,141	1.93
7月31日	34.1	24.9	18.9	30.4	11.5	29.2	62.5	329	2,013	2.48
8月1日	34.7	23.3	16.7	33.1	11.2	32.5	61.0	316	2,681	2.51
8月2日	37.7	23.4	10.9	35.9	11.8	34.1	59.5	165	2,049	2.51
8月3日	38.9	22.2	9.8	39.8	12.6	37.4	59.7	441	2,747	2.34
8月4日	41.2	21.6	14.0	43.2	13.5	40.5	59.3	421	2,561	2.20
8月5日	42.6	20.2	15.4	47.8	14.3	43.8	59.5	459	2,551	2.10
8月6日	46.4	19.7	19.7	53.4	15.6	47.6	59.7	474	2,012	1.94
8月7日	47.4	19.3	19.0	55.8	16.6	50.7	58.8	500	2,033	1.73
8月8日	47.8	18.3	20.4	59.2	18.2	53.2	58.0	449	1,944	1.63
8月9日	47.3	16.8	21.8	64.1	20.1	55.2	57.7	275	1,136	1.61
8月10日	50.4	18.9	26.0	60.4	18.9	51.3	56.3	228	2,544	1.36
8月11日	52.3	18.7	26.0	63.6	20.4	54.7	58.2	608	2,393	1.35

※「⑤感染経路の不明率」は速報値で集計

※療養者数は入院数、宿泊療養数、入院調整数、その他医療機関・福祉施設等(保健所設置市の自宅療養含む。)の合計

6 他都道府県の直近1週間陽性患者数・人口10万人あたり人数等

(人)

区分	直近1週間患者数 (8/5~8/11)	人口10万人あたり人数	前週比
兵庫県	2,994	54.7	1.35

【参考：主要都府県及び関西府県等の陽性患者数・人口10万人あたり人数】

(人)

区分	直近1週間患者数 (8/5~8/11)	人口10万人あたり人数	前週比	
全 国	99,542	78.8	1.26	
緊急事態措置	東京都	27,885 ②	200.3	1.14
	埼玉県	8,820 ④	120.0	1.32
	千葉県	6,828	109.0	1.28
	神奈川県	12,983 ③	141.1	1.31
	大阪府	7,864	89.2	1.21
	沖縄県	3,637 ①	250.3	1.27
	まん延防止等重点措置	北海道	2,288	43.5
福島県		614	33.2	0.99
茨城県		1,643	57.4	1.15
栃木県		897	46.3	1.01
群馬県		909	46.8	1.12
石川県		467	41.0	0.73
静岡県		1,475	40.4	★ 1.59
愛知県		2,616	34.6	1.47
京都府		1,886	73.0	1.47
滋賀県		696	49.2	★ 1.66
福岡県		4,818	94.3	1.41
熊本県		842	48.1	1.49

## 新型コロナウイルス感染症の入院医療体制の強化について

### 1 現在の状況

#### (1) 病床の確保

現時点で、1,237床（うち重症対応142床）を確保

区分	重症	中等症Ⅱ	中等症Ⅰ	軽症	計
病床数	142床	556床	300床	239床	1,237床

※重症以外の病床のうち42床については、自院の重症化患者にも対応可能

#### (2) 宿泊療養施設

10施設1,475室を確保するとともに、看護師・オンコール医師の配置や必要に応じた往診の対応に加え、3施設への医師派遣により、医療ケア体制を確保

所在地		神戸	西宮	姫路	計
確保 状況	施設数	7	1	2	10
	室数	936	200	339	1,475
医療 ケア	医師派遣施設数	1	1	1	3
	酸素吸入設置台数	35	10	12	57

#### (3) フェーズに基づく運用

- ①病床：900床程度（重症110床程度）（感染拡大期1）で運用（7月29日～）
- ②宿泊療養施設：若年層の無症状・軽症の感染者が急増していることから、1,500室程度の体制（感染拡大特別期）で運用（8月10日～）

区分	1	2	3	4(国ステージⅢ)	5(国ステージⅣ)	6	
	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期1	感染拡大期2		感染拡大特別期
目安 新規感染者週平均 [週患者数/人口10万人]	30人未満 [5人未満]	30人以上 [5人以上]	70人以上 [10人以上]	110人以上 [15人以上]	190人以上 [25人以上]	総合的に判断	
体制構築の考え方	30人の新規感染者に 対応	70人の新規感染者に 対応	110人の新規感染者に 対応	190人の新規感染者に 対応	390人の新規感染者に 対応		
病床	病床数	400床程度	550床程度	700床程度	900床程度	1,050床程度	1,200床程度～
	うち 重症病床数	70床程度	80床程度	100床程度	110床程度	120床程度	130床程度～
宿泊 療養	室数	500室程度 (3施設)	600室程度 (4施設)	1,000室程度 (7施設)	1,200室程度 (8施設)	1,300室程度 (9施設)	1,500室程度～ (10施設～)

### 2 今後の対応

#### (1) 病床の運用体制

感染者が急増する中、入院者数（重症者含む）についても増加傾向にあることから、感染拡大特別期（1,200床以上）の運用に向け、医療機関に体制強化を要請

※国ステージⅢ：病床利用率20%以上(重症8/8～)、ステージⅣ：病床利用率50%以上(全体8/10～)

#### (2) 宿泊療養施設の体制強化

- ①現行の3施設に加え、医師派遣施設の増加に向けて、関係機関と準備を進める。
- ②無症状・軽症の患者が増加する中、宿泊療養施設の逼迫を防ぐため、さらなる施設の確保について協議を進める。



## まん延防止等重点措置区域の拡大

8月2日から県下5地域(15市町)を措置区域に指定し、まん延防止に取り組んでいるが、直近1週間人口10万人当りの新規感染者数は、県全体で60人とステージIV基準(25人)を大きく超え、大半の保健所圏域でステージIII(15人)を超えているなど感染が急拡大している。

このため、措置区域を拡大し、感染拡大の防止を図る。

まん延防止等重点措置の実施	
区域：県全域、期間：R3年8/2(月)～8/31(火) [30日間]	
R3年8/2(月)～8/15(日) [14日間] (現行)	R3年8/16(月)～8/31(火) [16日間]
<ul style="list-style-type: none"> <li>・措置区域：神戸市・阪神南・阪神北・東播磨・姫路市 [15市町]</li> <li>・その他区域：北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨・但馬・丹波・淡路地域 [26市町]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行「その他区域」について、<u>直近1週間人口10万人当り新規感染者数がステージIII基準(15人)を超える地域を措置区域に加える。</u></li> <li>・措置区域：神戸市・阪神南・阪神北・東播磨・北播磨・中播磨・西播磨・丹波・淡路地域 [36市町]</li> <li>・その他区域：但馬地域 [5市町]</li> </ul>
区 分	要 請 等 内 容
外出自粛	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛</li> <li>○感染拡大地域との往来の自粛等</li> </ul>
飲食店	<ul style="list-style-type: none"> <li>[措置区域]</li> <li>○時短要請                   ・ 5時～20時</li> <li>○酒類提供                   ・ 禁止</li> <li>[その他区域]</li> <li>○時短要請                   ・ 5時～21時</li> <li>○酒類提供                   ・ 11時～20時(酒類提供の「一定の要件」の遵守)</li> <li>[共通]</li> <li>○感染対策徹底           ・ 「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨</li> <li>                                  ・ カラオケ設備利用自粛の要請</li> </ul>
多数利用施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>[措置区域]</li> <li>○20時までの時短協力依頼(酒類提供禁止)</li> <li>[その他区域]</li> <li>○21時までの時短協力依頼(酒類提供20時)</li> <li>[共通]</li> <li>○イベント開催制限の要件を準用した施設の運用</li> <li>○業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底</li> </ul>
イベント開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国の開催基準に準拠 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収容定員:50%以内(大声を出さない場合100%以内)</li> <li>・ 人数上限:5千人</li> </ul> </li> <li>○21時までの時短要請</li> </ul>
出勤抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅勤務(テレワーク)の推進等</li> </ul>
<p>「一定の要件」：アクリル板等の設置（又は座席の間隔(1m以上)の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内</p>	

# 新規感染者数の人口10万人当り及び対前週比

R3.8.12

圏域・保健所	① 7/29～8/4		② 8/5～8/11		前週比 ②/①
	感染者数	人口10万人当り	感染者数	人口10万人当り	
神戸	642	42.23	947	62.30	1.47
阪神南	795	76.89	882	85.30	1.10
尼崎	329	72.80	367	81.21	1.11
西宮	406	83.28	448	91.90	1.10
芦屋	60	63.47	67	70.88	1.11
阪神北	218	30.46	395	55.20	1.81
宝塚	111	33.18	179	53.51	1.61
伊丹	107	28.08	216	56.69	2.01
東播磨	222	31.13	262	36.75	1.18
明石	119	39.72	155	51.73	1.30
加古川	103	24.91	107	25.88	1.03
北播磨(加東)	54	20.46	98	37.14	1.81
中播磨	193	33.84	260	45.59	1.34
姫路	185	34.95	249	47.05	1.34
中播磨	8	19.49	11	26.81	1.37
西播磨	38	15.41	66	26.76	1.73
龍野	24	15.18	49	31.00	2.04
赤穂	14	15.80	17	19.19	1.21
但馬	30	18.98	21	13.28	0.70
豊岡	24	22.42	12	11.21	0.50
朝来	6	11.76	9	17.64	1.50
丹波	17	16.87	36	35.73	2.11
淡路(洲本)	7	5.52	26	20.52	3.71
全県	2,216	40.54	2,993	54.75	1.35

※前週比1以上を黄色マーカー

→ステージⅢ
  →ステージⅣ

※ステージⅢ 10万人当り 15人以上
※ステージⅣ 10万人当り 25人以上

赤字: 人口10万人当り感染者数が全県以上

## まん延防止等重点措置実施区域の拡大に伴う対策

区 分	まん延防止等重点措置（現行）	まん延防止等重点措置（拡大後）																																																				
区 域	全 域 (措置区域：神戸市、阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市)	全 域 (措置区域：神戸市、阪神南・阪神北・東播磨・北播磨・中播磨・西播磨・丹波・淡路地域)																																																				
期 間	令和3年8月2日(月)から8月31日(火)まで (30日間)	令和3年8月16日(月)から8月31日(火)まで (16日間)																																																				
外出自粛等	[特措法第31条の6第2項、第24条第9項] <ul style="list-style-type: none"> <li>日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を要請</li> <li>外出する必要がある場合にも極力家族など少数人数で、混雑している場所や時間を避けて行動することを要請</li> <li>特に感染拡大地域への往来及び県境を越えた往来の自粛を要請</li> <li>時短要請時間外に飲食店等に入入りしないことを要請</li> <li>感染リスクの高い施設（業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など）の利用の自粛を要請</li> <li>酒類を購入し、店舗の店先・路上・公園等での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請</li> </ul>	[特措法第31条の6第2項、第24条第9項] <ul style="list-style-type: none"> <li>日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を要請</li> <li>外出する必要がある場合にも極力家族など少数人数で、混雑している場所や時間を避けて行動することを要請</li> <li>特に感染拡大地域への往来及び県境を越えた往来の自粛を要請</li> <li>時短要請時間外に飲食店等に入入りしないことを要請</li> <li>感染リスクの高い施設（業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など）の利用の自粛を要請</li> <li>酒類を購入し、店舗の店先・路上・公園等での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請</li> </ul>																																																				
飲 食 店 遊興施設(*1) 結婚式場(*1)	【措置区域】(神戸市、阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市) [特措法第31条の6第1項、第24条第9項] ○時短要請等 <ul style="list-style-type: none"> <li>5時～20時の営業時間短縮を要請</li> <li>酒類提供(*3)を行わないことを要請</li> <li>カラオケ設備の利用自粛を要請(飲食を主として業としている店舗及び結婚式場)</li> </ul> ○感染対策の徹底を要請 ※あわせて「新型コロナ対策適正店認証」の積極的な取得の推奨  【その他区域】(北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨・但馬・丹波・淡路地域) [特措法第24条第9項] ○時短要請等 <ul style="list-style-type: none"> <li>5時～21時の営業時間短縮を要請</li> <li>酒類提供(*3)は11時～20時とすることを要請(酒類提供の要件:「一定の要件」(*4)を満たすこと)</li> <li>カラオケ設備の利用自粛を要請(飲食を主として業としている店舗及び結婚式場)</li> </ul> ○感染対策の徹底を要請 ※あわせて「新型コロナ対策適正店認証」の積極的な取得の推奨	【措置区域】(神戸市、阪神南・阪神北・東播磨・北播磨・中播磨・西播磨・丹波・淡路地域) [特措法第31条の6第1項、第24条第9項] ○時短要請等 <ul style="list-style-type: none"> <li>5時～20時の営業時間短縮を要請</li> <li>酒類提供(*3)を行わないことを要請</li> <li>カラオケ設備の利用自粛を要請(飲食を主として業としている店舗及び結婚式場)</li> </ul> ○感染対策の徹底を要請 ※あわせて「新型コロナ対策適正店認証」の積極的な取得の推奨  【その他区域】(但馬地域) [特措法第24条第9項] ○時短要請等 <ul style="list-style-type: none"> <li>5時～21時の営業時間短縮を要請</li> <li>酒類提供(*3)は11時～20時とすることを要請(酒類提供の要件:「一定の要件」(*4)を満たすこと)</li> <li>カラオケ設備の利用自粛を要請(飲食を主として業としている店舗及び結婚式場)</li> </ul> ○感染対策の徹底を要請 ※あわせて「新型コロナ対策適正店認証」の積極的な取得の推奨																																																				
多数利用施設 〔特措法施行令第11条〕 ④劇場、観覧場、映画館、演芸場 ⑤集会場、公会堂 ⑥展示場 ⑦百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(生活必需物資売場を除く) ⑧ホテル又は旅館(集会の用に供する部分) ⑨運動施設、遊技場 ⑩博物館、美術館 ⑪遊興施設(*2) ⑫サービス業(生活必需サービスを除く)を営む店舗	【措置区域】(神戸市、阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市) [特措法第24条第9項等] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種類</th> <th style="width: 80%;">要請内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運動・遊技施設</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>20時までの営業時間短縮の協力依頼</li> <li>酒類提供(*3)を行わないことを要請</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>劇場、映画館等</td> </tr> <tr> <td>集会・展示施設</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> <li>イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請</li> <li>入場整理の実施を要請</li> <li>業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>博物館等</td> </tr> <tr> <td>ホテル・旅館(集会の用に供する部分)</td> </tr> <tr> <td>遊興施設</td> </tr> <tr> <td>商業施設(生活必需物資を除く)</td> </tr> <tr> <td>サービス業(生活必需サービスを除く)</td> <td>※イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮要請等</td> </tr> </tbody> </table> 【その他区域】(北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨・但馬・丹波・淡路地域) [特措法第24条第9項等] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種類</th> <th style="width: 80%;">要請内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運動・遊技施設</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>21時までの営業時間短縮の協力依頼</li> <li>酒類提供(*3)は11時～20時とすることを要請(酒類提供の要件:「一定の要件」(*4)を満たすこと)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>劇場、映画館等</td> </tr> <tr> <td>集会・展示施設</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> <li>イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請</li> <li>入場整理の実施を要請</li> <li>業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>博物館等</td> </tr> <tr> <td>ホテル・旅館(集会の用に供する部分)</td> </tr> <tr> <td>遊興施設</td> </tr> <tr> <td>商業施設(生活必需物資を除く)</td> </tr> <tr> <td>サービス業(生活必需サービスを除く)</td> <td>※イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮要請等</td> </tr> </tbody> </table>	種類	要請内容	運動・遊技施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>20時までの営業時間短縮の協力依頼</li> <li>酒類提供(*3)を行わないことを要請</li> </ul>	劇場、映画館等	集会・展示施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請</li> <li>入場整理の実施を要請</li> <li>業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請</li> </ul>	博物館等	ホテル・旅館(集会の用に供する部分)	遊興施設	商業施設(生活必需物資を除く)	サービス業(生活必需サービスを除く)	※イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮要請等	種類	要請内容	運動・遊技施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>21時までの営業時間短縮の協力依頼</li> <li>酒類提供(*3)は11時～20時とすることを要請(酒類提供の要件:「一定の要件」(*4)を満たすこと)</li> </ul>	劇場、映画館等	集会・展示施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請</li> <li>入場整理の実施を要請</li> <li>業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請</li> </ul>	博物館等	ホテル・旅館(集会の用に供する部分)	遊興施設	商業施設(生活必需物資を除く)	サービス業(生活必需サービスを除く)	※イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮要請等	【措置区域】(神戸市、阪神南・阪神北・東播磨・北播磨・中播磨・西播磨・丹波・淡路地域) [特措法第24条第9項等] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種類</th> <th style="width: 80%;">要請内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運動・遊技施設</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>20時までの営業時間短縮の協力依頼</li> <li>酒類提供(*3)を行わないことを要請</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>劇場、映画館等</td> </tr> <tr> <td>集会・展示施設</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> <li>イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請</li> <li>入場整理の実施を要請</li> <li>業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>博物館等</td> </tr> <tr> <td>ホテル・旅館(集会の用に供する部分)</td> </tr> <tr> <td>遊興施設</td> </tr> <tr> <td>商業施設(生活必需物資を除く)</td> </tr> <tr> <td>サービス業(生活必需サービスを除く)</td> <td>※イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮要請等</td> </tr> </tbody> </table> 【その他区域】(但馬地域) [特措法第24条第9項等] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種類</th> <th style="width: 80%;">要請内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運動・遊技施設</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>21時までの営業時間短縮の協力依頼</li> <li>酒類提供(*3)は11時～20時とすることを要請(酒類提供の要件:「一定の要件」(*4)を満たすこと)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>劇場、映画館等</td> </tr> <tr> <td>集会・展示施設</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> <li>イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請</li> <li>入場整理の実施を要請</li> <li>業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>博物館等</td> </tr> <tr> <td>ホテル・旅館(集会の用に供する部分)</td> </tr> <tr> <td>遊興施設</td> </tr> <tr> <td>商業施設(生活必需物資を除く)</td> </tr> <tr> <td>サービス業(生活必需サービスを除く)</td> <td>※イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮要請等</td> </tr> </tbody> </table>	種類	要請内容	運動・遊技施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>20時までの営業時間短縮の協力依頼</li> <li>酒類提供(*3)を行わないことを要請</li> </ul>	劇場、映画館等	集会・展示施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請</li> <li>入場整理の実施を要請</li> <li>業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請</li> </ul>	博物館等	ホテル・旅館(集会の用に供する部分)	遊興施設	商業施設(生活必需物資を除く)	サービス業(生活必需サービスを除く)	※イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮要請等	種類	要請内容	運動・遊技施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>21時までの営業時間短縮の協力依頼</li> <li>酒類提供(*3)は11時～20時とすることを要請(酒類提供の要件:「一定の要件」(*4)を満たすこと)</li> </ul>	劇場、映画館等	集会・展示施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請</li> <li>入場整理の実施を要請</li> <li>業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請</li> </ul>	博物館等	ホテル・旅館(集会の用に供する部分)	遊興施設	商業施設(生活必需物資を除く)	サービス業(生活必需サービスを除く)	※イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮要請等
種類	要請内容																																																					
運動・遊技施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>20時までの営業時間短縮の協力依頼</li> <li>酒類提供(*3)を行わないことを要請</li> </ul>																																																					
劇場、映画館等																																																						
集会・展示施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請</li> <li>入場整理の実施を要請</li> <li>業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請</li> </ul>																																																					
博物館等																																																						
ホテル・旅館(集会の用に供する部分)																																																						
遊興施設																																																						
商業施設(生活必需物資を除く)																																																						
サービス業(生活必需サービスを除く)	※イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮要請等																																																					
種類	要請内容																																																					
運動・遊技施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>21時までの営業時間短縮の協力依頼</li> <li>酒類提供(*3)は11時～20時とすることを要請(酒類提供の要件:「一定の要件」(*4)を満たすこと)</li> </ul>																																																					
劇場、映画館等																																																						
集会・展示施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請</li> <li>入場整理の実施を要請</li> <li>業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請</li> </ul>																																																					
博物館等																																																						
ホテル・旅館(集会の用に供する部分)																																																						
遊興施設																																																						
商業施設(生活必需物資を除く)																																																						
サービス業(生活必需サービスを除く)	※イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮要請等																																																					
種類	要請内容																																																					
運動・遊技施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>20時までの営業時間短縮の協力依頼</li> <li>酒類提供(*3)を行わないことを要請</li> </ul>																																																					
劇場、映画館等																																																						
集会・展示施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請</li> <li>入場整理の実施を要請</li> <li>業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請</li> </ul>																																																					
博物館等																																																						
ホテル・旅館(集会の用に供する部分)																																																						
遊興施設																																																						
商業施設(生活必需物資を除く)																																																						
サービス業(生活必需サービスを除く)	※イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮要請等																																																					
種類	要請内容																																																					
運動・遊技施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>21時までの営業時間短縮の協力依頼</li> <li>酒類提供(*3)は11時～20時とすることを要請(酒類提供の要件:「一定の要件」(*4)を満たすこと)</li> </ul>																																																					
劇場、映画館等																																																						
集会・展示施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請</li> <li>入場整理の実施を要請</li> <li>業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請</li> </ul>																																																					
博物館等																																																						
ホテル・旅館(集会の用に供する部分)																																																						
遊興施設																																																						
商業施設(生活必需物資を除く)																																																						
サービス業(生活必需サービスを除く)	※イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮要請等																																																					
イベント	(国の開催基準を踏まえ決定) [特措法第24条第9項] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">収容定員</th> <th style="width: 50%;">人数上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの</td> <td>100%以内</td> <td rowspan="2">5,000人</td> </tr> <tr> <td>大声での歓声・声援等が想定されるもの</td> <td>50%*以内</td> </tr> </tbody> </table> (収容定員と人数上限のいずれか小さい方) *異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい。 ・21時までの営業時間短縮を要請	区 分	収容定員	人数上限	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	100%以内	5,000人	大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%*以内	(国の開催基準を踏まえ決定) [特措法第24条第9項] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">収容定員</th> <th style="width: 50%;">人数上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの</td> <td>100%以内</td> <td rowspan="2">5,000人</td> </tr> <tr> <td>大声での歓声・声援等が想定されるもの</td> <td>50%*以内</td> </tr> </tbody> </table> (収容定員と人数上限のいずれか小さい方) *異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい。 ・21時までの営業時間短縮を要請	区 分	収容定員	人数上限	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	100%以内	5,000人	大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%*以内																																				
区 分	収容定員	人数上限																																																				
大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	100%以内	5,000人																																																				
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%*以内																																																					
区 分	収容定員	人数上限																																																				
大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	100%以内	5,000人																																																				
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%*以内																																																					
出勤抑制	[特措法第24条第9項] ・「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進を要請 ・事業者に対し、出勤者数7割削減の実施状況の公表を要請	[特措法第24条第9項] ・「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進を要請 ・事業者に対し、出勤者数7割削減の実施状況の公表を要請																																																				

\*1 食品衛生法の飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設  
 \*2 食品衛生法の飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていない施設  
 \*3 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む  
 \*4 アクリル板等の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内

## 感染拡大防止に向けた国との協議について

本県は、まん延防止等重点措置のもと、外出の自粛、飲食店等への営業時間の短縮や措置区域での酒類提供の禁止、医療提供体制の確保など感染防止対策に取り組んでいる。

一方、新規感染者数は8月12日に過去最多の728人となり、直近1週間人口10万人当たり60人で、ステージⅣの水準(25人)を大きく超えるなど感染急拡大している。また、確保病床使用率もステージⅣの水準(50%)にあり、感染の拡大とともに医療のひっ迫が懸念される。

今後の感染拡大を防止し、医療体制を確保していくため、緊急事態措置を視野に国と協議していく。

(本 県)		確保病床 使用率	重症病床 使用率	新規感染者数 直近1週間 人口10万人対	新規感染者数 直近1週間 平均[当日数]	新規感染者数 直近1週間 対前週比
国指標Ⅲ		20%	20%	15人	—	—
<b>国指標Ⅳ</b>		<b>50%</b>	<b>50%</b>	<b>25人</b>	—	—
緊急 事態 措置	4/25(①)	77.6%	76.2%	63.9人	499人[472人]	1.16
	5/12(②)	76.7%	76.6%	49.9人	390人[381人]	0.92
	6/1(③)	51.8%	66.1%	13.3人	105人[112人]	0.62
まん 延防 止等 重点 措置	8/2(月)	37.7%	10.9%	34.1人	267人[165人]	2.51
	8/3(火)	38.9%	9.8%	37.4人	293人[441人]	2.34
	8/7(土)	47.4%	19.0%	<b>50.8人</b>	397人[500人]	1.73
	8/8(日)	47.8%	20.4%	<b>53.2人</b>	416人[449人]	1.63
	8/9(月)	47.3%	21.8%	<b>55.2人</b>	431人[275人]	1.61
	8/10(火)	<b>50.4%</b>	<b>26.0%</b>	<b>51.3人</b>	401人[228人]	1.36
	8/11(水)	<b>52.3%</b>	<b>26.0%</b>	<b>54.7人</b>	<b>428人[608人]</b>	1.35
8/12(木)			<b>59.6人</b>	<b>466人[728人]</b>	1.36	

※緊急事態措置①：当初指定日、②延長日、③再延長日

※まん延防止措置：8/2指定日

兵庫県内の飲食事業者等の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長（兵庫県知事） 齋藤 元彦

**新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る  
飲食店等に対する営業時間短縮等の要請等について**

兵庫県では、新規感染者が急増し、このまま拡大が続くと緊急事態となり、医療逼迫にもつながりかねないことから、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置区域を8月16日(月)から拡大し、下記のとおり、営業時間の短縮等を要請します。

県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 期 間 令和3年8月2日(月)から令和3年8月31日(火)まで

2 対象施設

種 類	施 設
飲食店等 (宅配・テイクアウトは除く)	飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店 等 ※飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設
遊興施設 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス等 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外
結婚式場 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可を受けている施設)	結婚式場 等 ※ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)で行う場合も含む

3 要請内容

営業時間短縮及び酒類の提供時間に係る要請の遵守をお願いします。

区域	措置区域	その他区域
地域	8/2 ～ 8/15 神戸市、阪神南地域、阪神北地域、東播磨地域、姫路市	北播磨地域、中播磨地域(姫路市除く)、西播磨地域、但馬地域、丹波地域、淡路地域
	8/16 ～ 8/31 神戸市、阪神南地域、阪神北地域、東播磨地域、北播磨地域、中播磨地域、西播磨地域、丹波地域、淡路地域	但馬地域
内容	〔特措法第31条の6第1項等に基づく要請〕 ・5時～20時の営業時間短縮 ・酒類提供(※1)は禁止 ・カラオケ設備の利用自粛を要請(カラオケボックス等、個室において、主としてカラオケ設備を提供する施設を除く。) ・感染対策の徹底(※3) *⑩⑪については特措法第24条第9項に基づく要請	〔特措法第24条第9項に基づく要請〕 ・5時～21時の営業時間短縮 ・酒類提供(※1)は11時～20時 *酒類提供の場合は「一定の要件」(※2)を満たすこと ・カラオケ設備の利用自粛を要請(カラオケボックス等、個室において、主としてカラオケ設備を提供する施設を除く。) ・感染対策の徹底(※3)

- ※1 酒類提供には、利用者による酒類の店内持込みを含みます。
- ※2 ① アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保  
座席と座席の間に目を覆う程度の高さのパーティションを設置する、又は座席の端と座席の端の間隔を1m以上確保する。
- ② 手指消毒の徹底  
店内入口に消毒液を設置し、入店時に従業員が手指消毒の実施を来店者に呼びかける。
- ③ 食事中以外のマスク着用の推奨  
食事中以外のマスク着用について掲示する、又は呼びかける。
- ④ 換気の徹底  
次のいずれかにより換気を徹底する。  
・建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たす。  
・換気設備により一人当たり毎時30m<sup>3</sup>の換気量を確保する。  
・窓・ドア等を定期的に開放(30分に1回、5分程度、2方向の窓の全開等)する。
- ⑤ 入店制限  
同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内とする。
- ※3 ① 従業員への検査勧奨  
② 入場者の感染防止のための整理・誘導  
③ 発熱等の症状のある者の入場の禁止  
④ 手指の消毒設備の設置  
⑤ 事業を行う場所の消毒  
⑥ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知  
⑦ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止  
⑧ 施設の換気  
⑨ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保  
⑩ CO2センサー等の設置  
⑪ 業種別ガイドラインの遵守

#### 4 新型コロナ対策適正店認証の積極的な取得

県では、感染に対する県民の不安感を解消するとともに、感染拡大予防対策の推進を図るため、感染症対策を実施している飲食店等を実地確認の上、適正店として認証しています。

認証の積極的な取得をお願いします。

##### ○認証時のチェック項目

- ① アクリル板等(パーティション)の設置又は座席間隔の確保
- ② 手指消毒の徹底
- ③ 食事中以外のマスク着用の推奨
- ④ 換気の徹底
- ⑤ 入店制限(同一グループの同一テーブルへの原則4人以内の入店案内)
- ⑥ 時短要請の遵守
- ⑦ カラオケ設備提供の自粛(カラオケボックスを除く)
- ⑧ 長時間飲食にならないよう呼びかけ
- ⑨ 体調がすぐれない従業員への対応
- ⑩ 「感染防止対策宣言ポスター」の掲示

##### ○県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/ninsyo.html>



認証店に交付するステッカー

##### 問い合わせ先

###### ◆兵庫県時短要請等コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 2 1 受付時間 : 平日 9時～17時

###### ◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1 受付時間 : 平日 9時～17時

###### ◆兵庫県新型コロナ対策適正店認証コールセンター

T E L : 0 7 8 - 2 7 2 - 6 5 1 1 受付時間 : 平日 9時～17時

兵庫県内の事業者の皆様  
(飲食事業者を除く)

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長(兵庫県知事) 齋藤 元彦

## 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る 施設の使用制限等の協力依頼等について

兵庫県では、新規感染者が急増し、このまま拡大が続くと緊急事態となり、医療逼迫にもつながりかねないことから、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置区域を8月16日(月)から拡大し、下記のとおり、営業時間の短縮等を依頼します。

県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

### 記

1 期間 令和3年8月2日(月)から令和3年8月31日(火)まで

### 2 内容

#### (1) 多数利用施設〔特措法第24条第9項等に基づく〕

区域		措置区域	その他区域
地域	8/2 ~ 8/15	神戸市、阪神南地域、阪神北地域、東播磨地域、姫路市	北播磨地域、中播磨地域(姫路市除く)、西播磨地域、但馬地域、丹波地域、淡路地域
	8/16 ~ 8/31	神戸市、阪神南地域、阪神北地域、東播磨地域、 <u>北播磨地域、中播磨地域、西播磨地域、丹波地域、淡路地域</u>	但馬地域
種類・施設例	運動・遊技施設 劇場、映画館等 集会・展示施設 博物館等 ホテル・旅館(集会の用に供する部分) 遊興施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>20時までの営業時間短縮の協力依頼(※1) (酒類提供(※2)は禁止)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>21時までの営業時間短縮の協力依頼(※1) (酒類提供(※2)は11時~20時) *酒類提供の場合は「一定の要件」(※3)を満たすことの協力要請</li> </ul>
	商業施設(生活必需物資を除く) サービス業(生活必需サービスを除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベント開催制限の要件(※4)を準用した施設の運用を要請</li> <li>入場整理の実施を要請</li> <li>感染対策の徹底を要請</li> </ul>	

※1 イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮の要請等

※2 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む

※3 7列の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)・手指消毒の徹底・食事中以外のマスク着用の推奨・換気の徹底・同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内

※4 イベント開催制限の要件

区分	収容定員	人数上限
大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	100%以内	5,000人以下
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%*以内	

(収容定員と人数上限のいずれか小さい方)

\*異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい。

#### (2) 業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を要請(全ての施設)

##### お問い合わせ先

##### ◆兵庫県時短要請等コールセンター

TEL: 078-362-9921 受付時間: 平日 9時~17時

##### ◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

TEL: 078-361-2501 受付時間: 平日 9時~17時

##### ◆県ホームページ(施設の詳細は、こちらをご覧ください。)

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai\\_soti.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html)

## まん延防止等重点措置の実施に係る飲食店に対する協力金

令和3年8月16日から、北播磨・中播磨（姫路市除く）・西播磨・丹波・淡路地域を「まん延防止等重点措置区域」に追加します。当該区域の飲食店に対して、営業時間の短縮（以下「時短営業」といいます。）と酒類提供の全面禁止等を、その他区域の飲食店に対しては、時短営業等を要請します。

この要請に応じていただいた飲食店等に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第7期）」を支給します。

申請は、7月12日からの要請分と合わせて、要請期間終了後に受付開始します。

なお、8月11日から27日まで早期給付の申請を受け付けています。

### 1 対象者

県の要請に協力いただいた店舗を運営する事業者

### 2 支給要件

定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業（休業を含む）等に協力していただいた店舗単位に支給します。

### 3 支給額等（8月16日以降の内容）

項目	まん延防止等重点措置区域	その他区域
	神戸・阪神南・阪神北・東播磨・北播磨・中播磨・西播磨・丹波・淡路地域	但馬地域
対象期間	令和3年8月16日(月)～8月31日(火)（16日間）	
対象施設	対象区域内の、飲食店等・遊興施設・結婚式場のうち食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗	
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常、午後8時を超えて営業する店舗が、営業時間を<u>午後8時までに短縮</u>すること。</li> <li>酒類の提供(*)を<u>全面禁止</u>すること。</li> <li>カラオケ設備の利用を禁止すること（カラオケボックス等を除く）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常、午後9時を超えて営業する店舗が、営業時間を<u>午後9時まで</u>に短縮すること。</li> <li>酒類の提供(*)を、午前11時から<u>午後8時まで</u>とすること。</li> <li>カラオケ設備の利用を禁止すること（カラオケボックス等を除く）。</li> </ul>
支給額	下記により算出した1日当たり額/店舗×時短営業日数（最大16日間）	
	※<中小企業> 前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定 ・8.75万円以下の店舗：3.5万円 [国基準の下限額（3万円）に県独自で5千円加算] ・8.75万円超～25万円の店舗： （前年等の1日当たり売上高） ×0.4の額 ・25万円以上の店舗：10万円	※<中小企業> 前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定 ・83,333円以下の店舗：2.5万円 ・83,334円～25万円の店舗： （前年等の1日当たり売上高） ×0.3の額 ・25万円以上の店舗：7.5万円
	<大企業> *中小企業もこの方式を選択可 前年等からの1日当たりの売上高の減少額×0.4（1千円から千円単位、上限：20万円）	<大企業> *中小企業もこの方式を選択可 前年等からの1日当たりの売上高の減少額×0.4（1千円から千円単位、上限：20万円又は前年等の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額）

(\*) 利用者による酒類の店内持ち込みを含む



[参考：4月以降の休業・時短協力金の支給地域・対象時期等]

	区域	4/1～	4/5～	4/22～	4/25～	6/1～	6/21～	7/12～	8/2～	8/16～
支給地域・対象時期等	神戸・阪神南地域	[県による時短要請]	[まん延防止等重点措置]	[緊急事態措置]	[緊急事態措置]	[緊急事態措置]	[まん延防止等重点措置]	[まん延防止等重点措置]	[まん延防止等重点措置]	[まん延防止等重点措置]
	阪神北地域・明石市									
	東播磨(明石市除く)・姫路市									
	中播磨地域(姫路市除く)									
	北播磨・西播磨・丹波・淡路地域	[県による時短要請]								
	但馬地域									
申請期間		5/25～6/30 【第3期】		6/1～6/30 【第4期】	7/12～受付開始 【第5期】	8月以降に 受付開始 【第6期】	8月以降に 受付開始 【第7期】			

## 酒類販売事業者に対する月次支援金の支給（拡充）

まん延防止等重点措置に伴う飲食店等の酒類提供禁止の影響を受け、売上の大幅な減少や減少期間の長期化に見舞われている酒類販売事業者を支援するため、国の月次支援金の対象要件を県独自に拡充する。

### 1 対象者

県内に本店を有し、酒類の提供を停止している飲食店と取引している酒類販売事業者（中小企業）

### 2 支給金額

まん延防止等重点措置実施区域に指定される期間（8/2～31、30日分）について、売上減少割合に応じて、下記拡充内容のとおり支給。

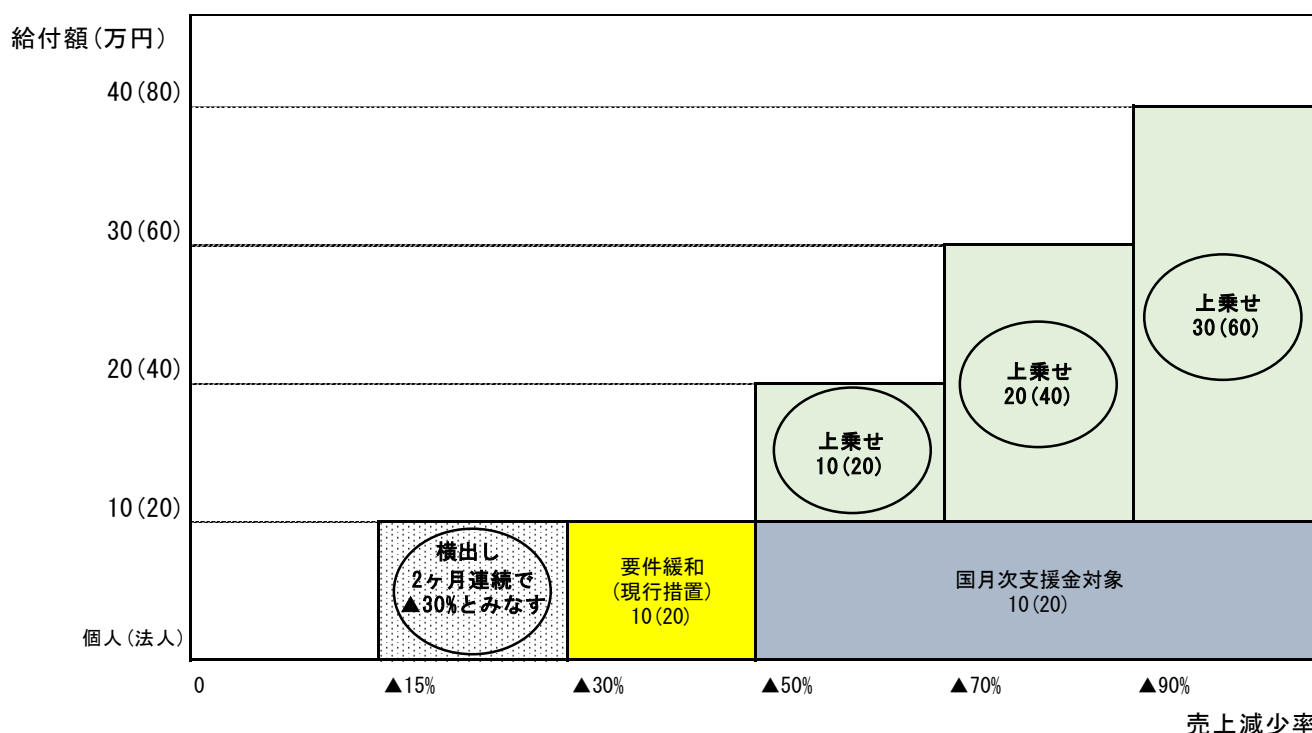
#### 拡充内容（日割り計算後）

国の月次支援金（売上減少50%以上、個人10万円/月、法人20万円/月）を下表のとおり拡充

区 分	横出し (今回拡充分)	横出し (既発表分)	上乗せ (今回拡充分)		
	15%以上 30%未満*	30%以上 50%未満	50%以上 70%未満	70%以上 90%未満	90%以上
給付額(個人)	上限 96 千円/月		上限 96 千円/月	上限 193 千円/月	上限 290 千円/月
給付額(法人)	上限 193 千円/月		上限 193 千円/月	上限 387 千円/月	上限 580 千円/月

\* 2ヶ月連続している場合（7月、8月両方の売上が15%以上30%未満減少）

#### (参考) 酒類販売事業者に対する県月次支援金の給付スキーム



## お盆期間における繁華街等での集中啓発・見回り活動等

### 1 三宮北部地区における客引き行為防止指導の見回りにあわせ、感染防止対策の徹底、路上飲み自粛要請活動を継続して実施

#### (1) 実施内容

三宮北部地区において、客引き行為防止指導の見回りにあわせて、感染防止対策の徹底、路上飲み等の自粛を呼びかける。

特に、毎週金曜日は、人員を増強して重点的に呼びかけを実施する。

#### (2) 実施場所

三宮北部地区を2班体制で、午後6時頃から実施

- ①生田新道から山手幹線までの北エリア
- ②阪急神戸三宮駅から生田新道までの南エリア

#### (3) 実施体制

- ①毎週金曜日：7人 × 2班

※客引き行為等防止指導員に加え、地域安全課職員及び警察官も同行

- ②その他の日：2人 × 2班

### 2 県民局・県民センターによる注意喚起活動

#### (1) 実施内容

県内主要駅や繁華街、公園等において、「不要不急の外出自粛」「路上等での飲酒自粛」の徹底を呼び掛けるほか、地域貢献活動に取り組む大学生団体を通じた帰省・旅行の自粛要請、コンビニへの協力依頼（店先での飲酒禁止）等を行う。

また、庁舎での懸垂幕掲出や広報媒体（地域FM放送、公用車のホイールキャップ、道路情報板等）を活用したメッセージの発信など、各県民局・県民センターの工夫を凝らした広報活動も併せて実施する。

#### (2) 実施場所

各県民局・県民センター管内の駅、繁華街、公園等

#### (3) 実施体制

各県民局・県民センター職員等数名（随時）

※詳細については別添のとおり

## お盆期間に向けた集中啓発・見回り活動等

(本庁)

対 象	内 容
<b>繁華街</b> (企画県民部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 三宮北部地区において、客引き行為防止指導の見回りに合わせて、感染防止対策の徹底、路上飲み等の自粛を呼びかけ</li> </ul>
<b>県民への広報</b> (企画県民部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 旅行、帰省等の自粛を求める知事メッセージ動画による啓発 (YouTube等での配信、三宮大型ビジョン等での放映)</li> <li>■ SNSでの注意喚起</li> <li>■ JR元町駅西口掲示板等でのメッセージ掲出</li> </ul>
<b>大学・専門学校等</b> (企画県民部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 旅行、帰省、同窓会等の自粛を求める知事メッセージ動画の学生一人ひとりへのメール送信等による啓発活動を要請</li> <li>■ 県外での部活動・サークル活動の自粛、県内での活動における感染防止対策の徹底等を要請</li> </ul>
<b>福祉施設</b> (健康福祉部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 感染経路の遮断と感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施を要請</li> <li>■ 職員等に対する日々の健康管理の徹底と不要不急の外出自粛等の徹底を要請</li> <li>■ 利用者のオンライン面会の活用や外泊・外出自粛を要請</li> </ul>
<b>商業施設</b> (産業労働部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 百貨店協会、ショッピングセンター協会、商店連合会等へ啓発メールを送信し、傘下会員への周知を依頼</li> </ul>
<b>県立学校</b> (教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 8月5日に、教育長通知「夏季休業中における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」を県立学校長あて発出し、児童生徒・教職員・保護者に対して、知事メッセージとともに、感染防止の取組を、各校ホームページや学校だよりなどを活用して周知</li> <li>■ 上記の県の取組を市町教育委員会に周知</li> </ul>

## お盆期間に向けた集中啓発・見回り活動等

(県民局・県民センター)

機 関	内 容
神戸県民センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県民センター職員による街頭啓発 (8/2、10)               <p>JR 三ノ宮駅西口南側交差点において、まん延防止等重点措置開始日とお盆休み直前のタイミングで、「不要不急の外出を自粛」「飲食店等の利用は夜8時まで」「外飲みはしない」など、お盆期間においても感染防止を徹底するよう呼びかけ (17:30~18:30)</p> </li> <li>■ ひょうご防災ネットを活用した感染防止徹底の呼びかけ (8/12)</li> </ul>
阪神南県民センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県民センター職員による街頭啓発 (8/6,13)               <p>阪神尼崎駅、JR 尼崎駅周辺において、お盆期間中の「不要不急の外出自粛」、「路上等での飲酒自粛」等と呼びかけ</p> </li> <li>■ コミュニティ FM での注意呼びかけ (8/13)               <p>FM あまがさき(尼崎市エリア)で、放送内容を変更し、不要不急の外出自粛、感染防止対策の徹底と呼びかけ</p> </li> </ul>
阪神北県民局	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県民局職員による街頭啓発 (8/6,12)               <p>JR・阪急宝塚駅前、阪急伊丹駅前において、お盆期間中の「不要不急の外出・移動の自粛」、「大人数、長時間の飲食の自粛」、「路上飲み等の自粛」など、感染防止対策の徹底と呼びかけ(17:30~)</p> </li> </ul>
東播磨県民局	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 職員による街頭啓発               <p>JR 主要駅前などでお盆休みを控えての不要不急の外出の自粛と呼びかけ (地元県会議員と共同して実施) (8/6 17:30~18:30 加古川駅前、8/11 17:30~18:30 明石駅前または土山駅前)</p> </li> </ul>
北播磨県民局	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県民局長から管内各市町に対し、夏休み期間を中心に若者を対象とした感染防止行動の広報を要請 (8/6)</li> <li>■ 公用車によりショッピングセンター等を巡回し、不要不急の外出の自粛と呼びかけ (8/11~13)</li> <li>■ 公用車のホイールキャップに感染症対策のメッセージを取り付けて走行 (8/11~)</li> <li>■ 庁舎におけるお盆前の帰省・旅行等の自粛と呼びかけるボードの設置 (8/11~16)</li> <li>■ 管内の道路情報板(7箇所)で夏休み期間中の不要不急の外出自粛の呼びかけを表示 (8/11~31)</li> </ul>

機 関	内 容
中播磨県民センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 姫路総合庁舎(東側壁面)に懸垂幕「新型コロナウイルス感染拡大防止！不要不急の外出を控えましょう。毎日の検温、マスクの着用、換気を徹底しましょう。」を掲出</li> <li>■ FM“GENKI”で「県作成呼びかけメッセージ」を放送 (8/13)</li> <li>■ ひょうご防災ネットを活用した感染防止徹底の周知(メール)による呼びかけ (8/12)</li> <li>■ 公用車で管内を巡回し、感染防止対策の徹底を呼びかけ (8/11~13)</li> <li>■ コンビニエンスストアへ、店先や路上・公園などでの飲酒禁止の協力依頼 (8/10,12)</li> </ul>
西播磨県民局	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 管内の道路情報板を利用した旅行・帰省の自粛呼びかけ (8/7~8/20)</li> <li>■ ひょうご防災ネットでの感染拡大防止対策徹底の呼びかけ (8/11)</li> </ul>
但馬県民局	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市街地、観光地の店先、路上等での飲酒等感染リスクの高い行動の状況を調査。必要に応じ、コンビニエンスストア等に店先での飲酒禁止等の呼びかけを依頼 (8/11,12,13)</li> <li>■ お盆前に帰省・旅行等の自粛について、関係団体に対し、会員への呼びかけを依頼</li> </ul>
丹波県民局	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 管内で地域貢献活動に取り組む大学生団体に対して電子メール等により、お盆前に帰省・旅行等の自粛を呼びかけ (8/11~15)</li> <li>■ 公用車により、不要不急の外出自粛、特に帰省・旅行の自粛を呼びかけ (8/11~15)</li> </ul>
淡路県民局	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 災害時緊急車両 (2tトラック) に路上飲酒自粛の掲示を行い、呼びかけメッセージを放送しながら管内を啓発巡回 8/11 午前 洲本市内 8/12 午後 南あわじ市内・淡路市内</li> <li>■ 淡路県民局長・島内3市長の連名により「今必要なのは、一人ひとりが強い自覚を持った感染予防です」を発出し、HP・ひょうご防災ネット・各種広報媒体を活用して住民へ感染防止対策の徹底を要請 (8/5)</li> <li>■ 洲本健康福祉事務所作成の「新型コロナウイルス感染症第5波の感染拡大防止への取組について」を管内の関係団体に発出し、感染防止対策の徹底を依頼 (8/3~8/6)</li> <li>■ 洲本健康福祉事務所作成の「新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の医療機関の早期受診の周知徹底について」を管内の関係団体に発出し、感染防止対策の徹底を依頼 (8/10)</li> </ul>



### 感染防止に向けた啓発活動の実施状況

	①一般的な啓発	②飲食店への啓発	③若者への啓発等	④店先、公園、路上飲み防止の啓発	⑤その他
神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町 明石市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町ホームページ、SNS、各種デジタルサイネージ等による呼びかけ</li> <li>○コミュニティFM やケーブルテレビの市提供番組での啓発放送</li> <li>○ひょうご防災ネットによるメッセージ発信</li> <li>○Yahoo 防災アプリでの広報</li> <li>○啓発ポスターの公共施設、市内地域のコミュニティ掲示板等への掲示</li> <li>○庁内放送による来庁者への外出自粛等の呼びかけ</li> <li>○市町広報車による啓発パトロール、消防車両による巡回広報の実施</li> <li>○警らパトロール中の警察車両による広報</li> <li>○消防車両による巡回広報</li> <li>○防災スピーカーによる啓発放送</li> <li>○公園や路上見回りによる集団飲酒の自粛呼びかけ</li> <li>○ドローンによる呼びかけ</li> <li>○「子ども見守りパトロール」と連携した公用車による呼びかけ（市内一円）</li> <li>○医療従事者・大学生が出演した感染防止啓発動画の配信</li> <li>○市公式 YouTube チャンネルで実際に感染した方の体験談を音声配信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県・市合同の連携チームによる飲食店等に対する店舗見回り</li> <li>○業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を呼びかけ</li> <li>○繁華街において不要不急の外出自粛を呼びかけるとともに、店舗等に対して営業時間短縮要請の徹底を呼びかけ</li> <li>○飲食店を訪問し、営業時間短縮を呼びかけるとともに、時短協力等の状況を確認</li> <li>○ひょうご防災ネットにより時短要請協力金について情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町ホームページ、SNS、各種デジタルサイネージ等による呼びかけ</li> <li>○高等学校・専門学校・大学に啓発ポスターを送付し、掲示を依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公園や路上等の見回りによる集団飲酒の自粛呼びかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出勤削減、テレワーク等の取組を市内事業者等へ依頼</li> <li>○市長・町長会見による呼びかけやメッセージの発信</li> <li>○市町公共施設の時短営業実施</li> </ul>



	①全般的な啓発	②飲食店への啓発	③若者への啓発等	④店先、公園、路上飲み 防止の啓発	⑤その他
県民局・ 県民センター  ※別紙参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員等による夜間も含めた街頭啓発</li> <li>○駅や商業施設、庁舎等にポスターを掲示</li> <li>○コミュニティ FM、ケーブルテレビ、ひょうご防災ネット、YouTube 等による呼びかけ</li> <li>○道路情報板での周知情報の表示</li> <li>○イベント、会合等での知事メッセージの配布</li> <li>○庁舎等への懸垂幕の掲示</li> <li>○商業施設周辺でのメッセージ看板を付けた公用車による呼びかけ</li> <li>○幹部が出席する会合等で感染防止を呼びかけ</li> <li>○コンビニ等の酒類提供店に店先・路上等での飲酒禁止啓発ポスターの掲示を依頼</li> <li>○市町との連絡会議にて、現状の共通認識を図るとともに、感染防止対策徹底の周知を依頼</li> <li>○駅において不要不急の外出自粛等のメッセージ入りマスクを配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食品衛生協会会員への感染防止対策徹底の周知を依頼</li> <li>○商店街連合会・商店連盟に会員への時短営業、感染防止対策徹底の周知を依頼</li> <li>○飲食店を併設する商業施設等でのポスター掲示</li> <li>○食品衛生法の立入指導の際にガイドライン等に基づく対策を依頼</li> <li>○時短等の要請に応じていない飲食店に対する指導</li> <li>○飲食店等事業者を対象とした講習会において、感染拡大予防ガイドライン等の情報を提供し、感染拡大防止対策を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○SNS やインターネットによる若者向けメッセージの配信</li> <li>○若者の地域活動団体へ関係者への呼びかけを依頼</li> <li>○大学でのポスター掲示や学内放送による啓発</li> <li>○県立学校での啓発</li> <li>○商工会青年部等を通じた会員への啓発</li> <li>○看護学生による動画配信や出前講座の実施</li> <li>○小中学校に感染防止対策の徹底を依頼</li> <li>○感染防止啓発動画を作成し YouTube で配信</li> <li>○地域貢献活動に取組む大学生団体に対して電子メール等により、帰省・旅行等の自粛を呼びかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員等による夜間も含めた市街地、観光地の店先、路上等での飲酒状況確認及び街頭啓発</li> <li>○コンビニ等の酒類提供店に店先・路上等での飲酒禁止の呼びかけを依頼</li> <li>○啓発メッセージを放送しながら公用車による巡回</li> <li>○青少年愛護活動推進員による、コンビニへの啓発ポスター掲示依頼及び駐車場等で感染リスクの高い行動を行っている者に対する注意喚起</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新聞社支局へ対策徹底等の報道を依頼</li> <li>○社会福祉協議会・在宅福祉サービス事業者に感染防止対策の徹底を依頼</li> <li>○高齢者大学でのポスター掲示による啓発</li> <li>○各地域団体へ感染防止対策の徹底を呼びかけ</li> <li>○地域団体広報誌において感染防止対策の徹底を呼びかけ</li> </ul>

	①全般的な啓発	②飲食店への啓発	③若者への啓発等	④店先、公園、路上飲み防止の啓発	⑤その他
本 庁	<p>○県ホームページ・SNS・YouTube等での県対処方針・知事メッセージ・動画配信等による啓発</p> <p>○テレビ番組「ひょうご発信！」での啓発</p> <p>○FM・AM ラジオでの啓発</p> <p>○広報車による呼びかけ</p> <p>○三宮センター街、神戸国際会館等の大型モニターで啓発動画を放映</p> <p>○イオン・コープこうべの店舗で館内放送</p> <p>○ホール、美術館等の施設におけるポスター、チラシ配布</p> <p>○県民だよりひょうご臨時号の発行による啓発</p> <p>○三宮北部地域における外出自粛要請</p> <p>○夕刻に、県職員(客引き行為等防止指導員等)、生田署員及び県警生活安全企画課員により三宮北部地域で巡回啓発</p> <p>○JR 元町駅西口掲示板等でのメッセージ掲出</p>	<p>○感染拡大防止への取組確認のため、飲食店等の見回りを実施し、あわせて感染対策や補助金等のチラシを配布</p>	<p>○ミント神戸の「ミントビジョン」で啓発動画を放映</p> <p>○県内大学、高専、専修学校・各種学校に、オンライン授業の積極的活用、県外での部活動・サークル活動の自粛、知事メッセージ・学生向け動画の配付・送信などを要請</p> <p>○県内経済団体を通じた、企業の若手社員に対する知事メッセージ・動画配信等による啓発</p>		<p>○ヤマト運輸(株)と連携した新型コロナ感染防止啓発(県内セルストライパー等ワッパン着用、配送センターへのポスター掲示、トラックへの啓発ステッカー貼付)</p> <p>○社会福祉施設事業者に感染防止対策の徹底を依頼</p>

## まん延防止等重点措置に伴う啓発活動の実施状況

		取 組 内 容
神戸県民センター	① 全般的な啓発	<p>○三宮等での職員による街頭啓発（4/5～随時）            阪急神戸三宮駅北交差点（生田新道交差点）・東門街南入口付近・JR 元町駅東口南側、JR 三ノ宮駅西口南側交差点・JR 六甲道駅・IR 新長田駅等において「不要不急の外出・移動を自粛」、「大人数、長時間の飲食をしない」、「飲食店等の利用は夜8時まで」、「外飲みはしない」など、感染防止の徹底を呼びかけ</p> <p>○新長田合同庁舎デジタルサイネージによる啓発ポスター表示（4/5～）</p> <p>○JR 新長田駅前での啓発ポスター掲示（4/6～）</p> <p>○新長田駅南地区商業施設等へのポスター掲示（4/6～）</p> <p>○幹部が出席した会合等の場で感染防止を呼びかけ（随時）</p> <p>○ひょうご防災ネットによるメッセージ配信（随時）</p>
	② 飲食店への啓発	<p>○三宮での職員による街頭啓発〔再掲〕            飲食店利用者に向けた場所・時間（繁華街で夕刻に1時間程度）で実施</p>
	③ 若者への啓発	<p>○看護学生3人による新型コロナウイルスの感染防止についてのフリートーク動画を作成し、県公式 YouTube で配信、県公式 twitter に投稿（4/23～）</p> <p>○淡路市からの依頼によるフリートーク動画の提供</p> <p>○フリートーク動画参加の看護学生による高校生への感染防止出前講座の様子を県広報動画サイト「なおみチャンネル」で配信</p> <p>○「なおみチャンネル」動画を神鉄鈴蘭台駅構内の大型ビジョン及びデジタルサイネージで配信（5/18～）</p> <p>○出前講座参加の看護学生への広報専門員によるインタビューをウェブサイト「ヒョーゴピックス『新型コロナ私たちの記録』」で配信（5/24）</p> <p>○ひょうご防災ネットによる若者向けのメッセージ配信（随時）            30代以下の若者に向けた内容のメッセージを配信</p>
	④ 店先、公園、路上飲み防止の啓発	<p>○三宮での職員による街頭啓発〔再掲〕            「路上飲み等の自粛」の呼びかけ</p> <p>○都賀川等における飲食・飲酒等自粛看板の掲示（5月～）            河川敷への入り口付近に、飲酒等の自粛を呼びかける看板を掲示</p>
	⑤ その他	<p>○県民センターホームページ（センター長メッセージ）での感染防止対策の要請（4/25～随時更新）</p> <p>○地域団体広報誌において感染防止対策の徹底の呼びかけ</p> <p>○市内各地域団体に感染防止対策徹底の呼びかけ</p>

<p>① 全般的な啓発</p>	<p>○尼崎市、県警と合同での職員による街頭啓発（4/5～随時）          阪神尼崎駅、阪急塚口駅、J R 立花駅周辺の繁華街において不要不急の外出自粛、感染防止対策の徹底の呼びかけ</p> <p>○コミュニティ FM での注意呼びかけ（4/9～毎週金曜日、第3火曜日）          FM あまがさき（尼崎市エリア）、さくら FM（西宮・芦屋エリア）で、放送内容を変更し、不要不急の外出自粛、感染防止対策の徹底を呼びかけ</p> <p>○県民センター職員による街頭啓発（4/22～随時）          阪神尼崎駅、J R 尼崎駅、阪急西宮北口駅において不要不急の外出自粛、路上等での飲酒自粛、感染防止対策の徹底の呼びかけ</p> <p>○尼崎市と合同での職員による街頭啓発（4/25～随時）          阪神尼崎駅において不要不急の外出自粛等のメッセージ入りマスクを配布</p> <p>○庁舎屋外掲示板による啓発（4/28～6/20、8/2～）          まん延防止等重点措置実施区域である旨を掲出</p>
<p>② 飲食店への啓発</p>	<p>○尼崎市、県警と合同での職員による飲食店への啓発（4/25～随時）          阪神尼崎駅、阪急塚口駅、J R 立花駅周辺の繁華街の飲食店に時短営業、感染防止対策の徹底の呼びかけ</p>
<p>③ 若者への啓発</p>	<p>○大学生向けメールマガジンへのメッセージ掲載（随時）          NPO 法人発行の大学生・若年層向けメールマガジンへ不要不急の外出自粛、感染防止対策の徹底等のメッセージを配信</p> <p>○感染防止啓発動画の作成          感染防止を啓発する動画を作成し YouTube で配信（7/1～）</p>
<p>④ 店先、公園、路上飲み防止の啓発</p>	<p>○尼崎市、西宮市、県警と合同での職員による街頭啓発（5/14～随時）          阪神尼崎駅、J R 尼崎駅、阪急西宮北口駅、阪神西宮駅周辺の繁華街において路上等での飲酒自粛、不要不急の外出自粛の徹底の呼びかけ</p> <p>○県民センター職員による街頭啓発（随時）          阪神尼崎駅、J R 尼崎駅において路上等での飲酒自粛、不要不急の外出自粛の徹底を呼びかけ</p>
<p>⑤ その他</p>	<p>○管内新聞社支局への訪問周知          感染防止対策の徹底等の報道を依頼</p> <p>○県民センターホームページ（県民センター長メッセージ）での感染防止対策の要請</p>

<b>阪神北 県民局</b>	①全般的な啓発	<p>○県民局職員による街頭啓発（4/22～） JR・阪急宝塚駅前、阪急川西能勢口駅前、阪急伊丹駅前において、「不要不急の外出・移動の自粛」、「大人数、長時間の飲食の自粛」、「路上飲み等の自粛」など、感染防止対策の徹底を呼びかけ</p> <p>○県民局情報番組での注意呼びかけ（4/6・8、5/4・6、8/3・5） コミュニティFM（宝塚・伊丹・三田）の県民局情報番組「きらっと☆阪神北だより」で県民局長等から感染拡大防止対策の徹底を呼びかけ</p> <p>○幹部が出席した会合等の場で感染防止対策の徹底を呼びかけ（随時）</p> <p>○知事メッセージ掲示による来庁者への啓発（継続実施）</p> <p>○宝塚総合庁舎デジタルサイネージでの啓発動画の放映（継続実施）</p> <p>○県民局ホームページ（局長メッセージ）での感染防止対策の呼びかけ（継続実施）</p> <p>○感染対策の徹底を呼びかける局長メッセージ動画をYouTubeで配信（6/24～）</p>
	②飲食店への啓発	<p>○飲食店等事業者を対象としたHACCP導入の促進を図るための講習会において、感染拡大予防ガイドライン等の情報を提供し、感染拡大防止対策を要請（6/22、7/7・14・20・21、8/4・5・17）</p> <p>○管内食品衛生協会に会員への感染防止対策徹底の周知を依頼（4/6～、計9回）</p> <p>○管内商店街連合会・商店連盟に会員への時短営業、感染防止対策の徹底の周知を依頼（6/23、7/16、8/2）</p>
	③若者への啓発	<p>○若者向け感染防止啓発動画の作成 若者向けの感染防止を啓発する動画を作成しYouTubeで配信（4/28～）</p>
	④店先、公園、路上飲み防止の啓発	<p>○県民局職員による街頭啓発〔再掲〕 「路上飲み等の自粛」の呼びかけ</p>
	⑤その他	<p>○管内の社会福祉協議会・在宅福祉サービス事業者に感染防止対策の徹底を依頼（4/8～随時）</p>
<b>東播磨 県民局</b>	①全般的な啓発	<p>○来庁者への啓発（庁内放送・ポスター掲示）</p> <p>○県民局ホームページトップ画像での注意喚起</p> <p>○JR加古川駅でのポスター掲示依頼（新たな文面を作成）</p> <p>○地元ケーブルテレビ局による啓発（県民局情報番組・ラジオ番組）</p> <p>○総合庁舎等での懸垂幕の掲示</p> <p>○職員による街頭啓発 管内の感染状況に応じて原則金曜日に、JR主要駅前などで市町職員等有志と随時協力して実施（地元市長及び県議会議員等有志の合同で実施）</p>
	②飲食店への啓発	<p>○商工会議所等を通じた啓発（会員への啓発を依頼）</p> <p>○飲食店を併設する商業施設等でのポスター掲示依頼（加古川ヤマトヤシキ、ニッケパークタウン、にじいろふぁ～みん（JA直売所））</p>
	③若者への啓発	<p>○兵庫大学でのポスター掲示依頼</p> <p>○管内県立学校での啓発（教育事務所を通じて各校へ依頼）</p>
	④店先、公園、路上飲み防止の啓発	<p>○職員による街頭啓発 管内の感染状況に応じて管内JR主要駅周辺繁華街などで適宜実施</p>
	⑤その他	<p>○高齢者への啓発（いなみ野学園でのポスター掲示等を依頼）</p>

北播磨県民局	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ひょうご防災ネット（メール）による呼びかけ（随時）</li> <li>○管内の道路情報板（7箇所）での周知情報の表示（4/7～）</li> <li>○庁舎内における庁内放送及びポスター掲示やボード設置の実施（継続実施）</li> <li>○庁舎ロビーでのデジタルサイネージによる啓発動画の放映（継続実施）</li> <li>○県民局ホームページでの感染防止対策の要請（継続実施）</li> <li>○イベント、会合等での知事メッセージの配布（継続実施）</li> <li>○管内主要施設（鉄道駅、バス営業所、ホテル、商業施設等）へのポスター掲示（継続実施）</li> <li>○庁舎（社総合庁舎、三木庁舎）における屋外懸垂幕掲出による感染防止対策の啓発</li> <li>○公用車によりショッピングセンター等を巡回し、不要不急の外出の自粛を呼びかけ（8/11～13）</li> <li>○公用車のホイールキャップに感染症対策のメッセージを取り付けて走行（8/11～）</li> </ul>
	②飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上記の全般的な啓発を通じて実施</li> <li>○管内のスナック、カラオケ店等に対し、コロナ感染拡大のガイドラインの周知（継続実施）</li> <li>○業種別ガイドライン遵守状況調査（飲食店への訪問調査）を実施（5/19）</li> </ul>
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管内大学（兵庫教育大学、関西国際大学）へのポスター掲示及び学内放送等の啓発を依頼（4/9～）</li> <li>○管内の駅前や繁華街、公園等を巡回し、感染防止対策の徹底を呼びかけ（5/10～）</li> <li>○県民局長から管内各市町に対し、夏休み期間を中心に若者を対象とした感染防止行動の広報を要請（8/6）</li> </ul>
	④店先、公園、路上飲み防止の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コンビニやスーパー等酒類を小売販売する店舗に対し、路上等での飲酒禁止の呼びかけの協力依頼（5/13～）</li> </ul>
	⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○オンライン会議での啓発動画の配信（随時）</li> </ul>
中播磨県民センター	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○庁内放送による来庁者等への呼びかけ（月2回）</li> <li>○姫路総合庁舎（東側壁面）に懸垂幕「新型コロナウイルス感染拡大防止！不要不急の外出を控えましょう。毎日の検温、マスクの着用、換気を徹底しましょう。」を掲出</li> <li>○FM“GENKI”で「県作成呼びかけメッセージ」を放送（第2、第4金曜日）</li> <li>○ひょうご防災ネットを活用した感染防止徹底の周知（メール）による呼びかけ</li> <li>○JR姫路駅前北側での職員による街頭啓発（4/25～） JR姫路駅前北側にぎわい交流広場、御幸通り前及び魚町・塩町周辺において「不要不急の外出・移動を自粛」、「大人数、長時間の飲食は自粛」など、感染防止の徹底を呼びかけ</li> <li>○公用車で管内を巡回し、感染防止対策の徹底を呼びかけ（5/6～）</li> </ul>
	②飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○FM“GENKI”で「県作成呼びかけメッセージ」を放送（第2、第4金曜日）</li> </ul>
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中播磨県民センター管内4大学へポスターの掲出</li> <li>○FM“GENKI”で「県作成呼びかけメッセージ」を放送（第2、第4金曜日）</li> </ul>
	④店先、公園、路上飲み防止の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○姫路城周辺や魚町等歓楽街での職員による街頭啓発等（5/20～） 姫路城周辺や魚町等歓楽街、市役所・官庁周辺のコンビニエンスストアへ、店先や路上・公園などでの飲酒禁止の協力依頼や、公園での飲酒状況確認</li> </ul>
	⑤その他	—

西播磨県民局	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種行事、団体等を通じた知事メッセージの周知・配布（4/5～継続実施）</li> <li>○県庁舎等での知事メッセージの掲示（継続実施）</li> <li>○庁内放送による職員、来庁者等への呼びかけ（継続実施予定）</li> <li>○管内の道路情報板を利用した呼びかけ（4/5～継続実施）</li> <li>○県民局ホームページ（局長メッセージ）での感染拡大防止対策徹底の呼びかけ（4/7～継続実施）</li> <li>○ひょうご防災ネットでの感染拡大防止対策徹底の呼びかけ（4/7～継続実施）</li> <li>○公用車による自動車啓発（継続実施予定）</li> </ul>
	②飲食店への啓発	○飲食店等への食品衛生に係る立入指導の際に感染防止対策徹底の要請（6/24 継続実施）
	③若者への啓発	—
	④店先、公園、路上飲み防止の啓発	—
	⑤その他	—
但馬県民局	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域コミュニティFM（FMジャングル）での呼びかけを依頼（継続実施）</li> <li>○県庁舎での呼びかけメッセージの庁内放送（継続実施）</li> <li>○県庁舎等での知事メッセージの掲示（継続実施）</li> <li>○イベント、会合等での知事メッセージの配布（継続実施）</li> <li>○豊岡総合庁舎デジタルサイネージでの啓発動画の放映（継続実施）</li> <li>○県民局ホームページによる感染防止対策の呼びかけ（継続実施）</li> <li>○お盆前に帰省・旅行等の自粛について、関係団体に対し、会員への呼びかけを依頼</li> </ul>
	②飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○飲食店等への食品衛生に係る立入指導の際に感染防止対策の徹底を要請（継続実施）</li> <li>○イベント、会合等での知事メッセージの配布（継続実施）（再掲）</li> </ul>
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管内の大学にポスター掲示及び学生への知事メッセージの配布を依頼（継続実施）</li> <li>○県民局ホームページによる感染防止対策の呼びかけ（継続実施）（再掲）</li> </ul>
	④店先、公園、路上飲み防止の啓発	○市街地、観光地の店先、路上等での飲酒等感染リスクの高い行動の状況を調査（随時）。必要に応じ、コンビニエンスストア等に店先での飲酒禁止等の呼びかけを依頼（8/11, 12, 13）
	⑤その他	—

丹波県民局

<p>①全般的な啓発</p>	<p>○庁舎内における啓発          柏原総合庁舎及び篠山庁舎において、庁内放送及び懸垂幕の掲出、デジタルサイネージによるメッセージの放映</p> <p>○ＪＲ駅内（篠山口・柏原・谷川・黒井）における「ひょうごスタイル」ポスターの掲出</p> <p>○県民局ホームページ（局長メッセージ）等による啓発          県民局HP、ひょうご防災ネット等で対策の徹底を呼びかけ</p> <p>○各市へ啓発依頼・実施          防災行政無線（全戸配布）、有線、メールによる周知</p> <p>○自動車啓発          管内商業施設周辺等において、メッセージ看板を付けた公用車により対策の徹底を呼びかけ</p> <p>○イベント、会合等での知事メッセージ配布</p> <p>○公用車により、不要不急の外出自粛、特に帰省・旅行の自粛を呼びかけ（8/11～15）</p>
<p>②飲食店への啓発</p>	<p>○イベント、会合等での知事メッセージ配布（再掲）          商工会関連団体総会等にて知事メッセージを配布、対策の徹底を呼びかけ</p>
<p>③若者への啓発</p>	<p>○管内で地域貢献活動に取り組む大学生団体に知事メッセージを送付</p> <p>○ホームページ等による啓発（再掲）          県民局HP、ひょうご防災ネット等で対策の徹底を呼びかけ</p> <p>○管内で地域貢献活動に取り組む大学生団体に対して電子メール等により、お盆前に帰省・旅行等の自粛を呼びかけ（8/11～15）</p>
<p>④店先、公園、路上飲み防止の啓発</p>	<p>○青少年愛護活動推進員による路上飲酒等自粛要請          有害環境調査時に、コンビニ等に対し路上飲酒禁止啓発ポスターを配布し掲示を依頼するとともに、駐車場等で感染リスクの高い行動を行っている者に対し、注意喚起を行うよう要請</p> <p>○路上飲酒注意喚起巡回パトロール          夜間の商業施設等を中心に巡回パトロールを実施（毎週金曜夕刻）</p>
<p>⑤その他</p>	<p>—</p>



淡路県民局

<p>①全般的な啓発</p>	<p>○県民局ホームページ（局長メッセージ）による感染防止対策の呼びかけ（継続実施）</p> <p>○洲本総合庁舎における呼びかけメッセージの放送及び知事メッセージの掲示による注意喚起（継続実施）</p> <p>○庁舎ロビーでのデジタルサイネージによる啓発動画の放映（継続実施）</p> <p>○庁舎の屋外懸垂幕掲出による感染防止対策の啓発（継続実施）</p> <p>○淡路県民局管内の道路情報表示板（16か所）で注意喚起（4/15～）</p> <p>○各種会議における感染防止対策徹底の周知（随時）</p> <p>○淡路県民局長・島内3市長の連名により「今必要なのは、一人ひとりが強い自覚を持った感染予防です」を発出し、HP・ひょうご防災ネット・各種広報媒体を活用して住民へ感染防止対策の徹底を要請（8/5）</p> <p>○洲本健康福祉事務所作成の「新型コロナウイルス感染症第5波の感染拡大防止への取組について」を管内の関係団体に発出し、感染防止対策の徹底を依頼（8/3～8/6）</p> <p>○洲本健康福祉事務所作成の「新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の医療機関の早期受診の周知徹底について」を管内の関係団体に発出し、感染防止対策の徹底を依頼（8/10）</p>
<p>②飲食店への啓発</p>	<p>○飲食店に対する食品衛生に係る立入指導の際に、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を依頼（随時）</p>
<p>③若者への啓発</p>	<p>○県民局ホームページによる感染防止対策の呼びかけ（継続実施）</p>
<p>④店先、公園、路上飲み防止の啓発</p>	<p>○災害時緊急車両（2tトラック）に路上飲酒自粛の掲示を行い、呼びかけメッセージを放送しながら管内を啓発巡回（5/11～）</p>
<p>⑤その他</p>	<p>○知事メッセージ動画を庁舎1階ロビーのデジタルサイネージにて放映（8/4～）</p>

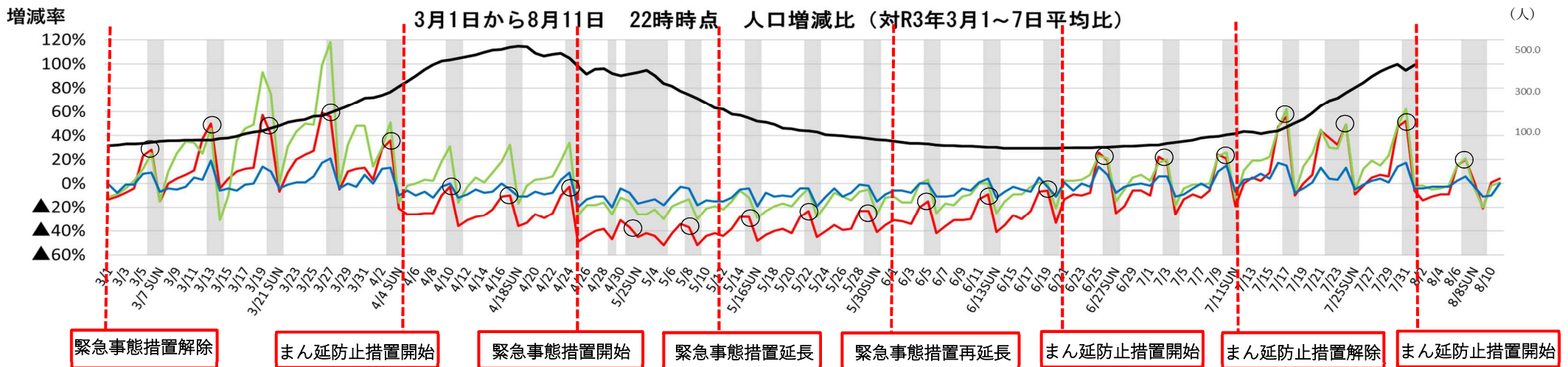
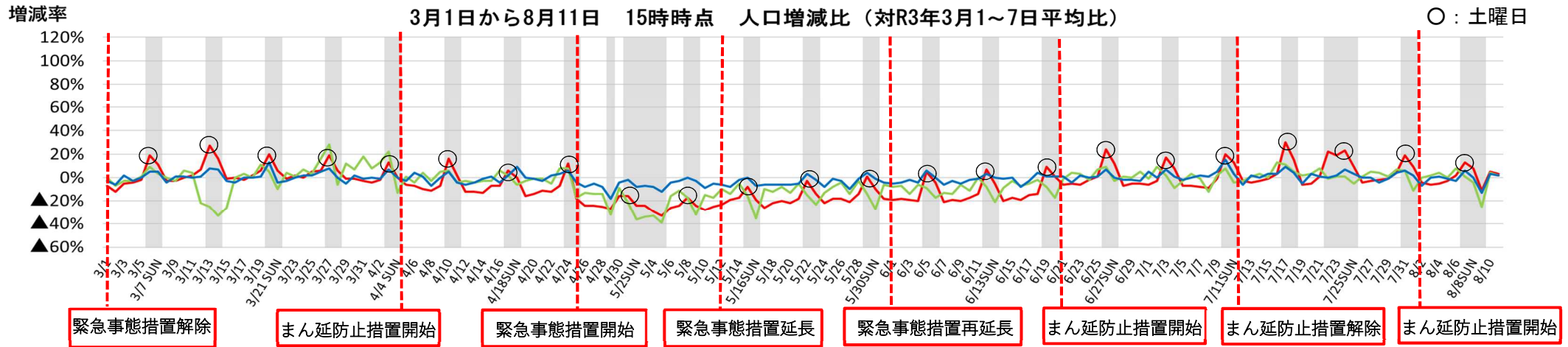
# 県内主要駅における人出の動向

令和3年8月12日  
兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部

直近1週間<8/5~8/11>(累計)の増加率  
(対まん延防止等重点措置前1週間<7/26~8/1>(累計)比)

	15時時点	22時時点
三宮周辺(西側)	▲1%	▲12%
山陽姫路駅北	▲4%	▲19%
阪神尼崎駅周辺	▲2%	▲7%

## 【県内3地点(三宮駅、阪神尼崎駅、山陽姫路駅)における人出の動向】



— 三宮周辺(西側)  
— 山陽姫路駅北  
— 阪神尼崎駅周辺

— 新規感染者数後方7日移動平均※  
※10日後の人数(例:3/11の値を3/11に表示)

データ元: モバイル空間統計<sup>®</sup>  
データ提供元: (株)NTTドコモ、(株)ドコモ・インサイトマーケティング

## 新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針

兵庫県では、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域となったことから、医療・検査体制、外出自粛、中小企業支援など多岐にわたる対策を取りまとめた対処方針（以下「本方針」という。）を策定し、新型コロナウイルス対策の全体像を県民に明らかにしながら、緊急事態措置等を実施した。

令和2年5月21日に緊急事態措置実施区域を解除された後も、患者発生状況や分析結果等を踏まえて本方針を順次改定し、対策を積み重ねてきた。

令和3年1月13日、特措法第32条第3項に基づき、再び緊急事態措置実施区域となったことから、本方針に基づき、緊急事態措置を実施してきた。

令和3年2月28日をもって、本県は緊急事態措置実施区域から解除されたが、再び感染が拡大し、4月5日からまん延防止等重点措置を実施した。しかし、感染の急拡大が収まらない状況であるため、4月21日に政府へ緊急事態宣言の発出を要請し、4月23日、本県が特措法第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域とされ、緊急事態措置の実施により感染者は減少し、6月20日に緊急事態措置実施区域の指定は解除されるが、引き続き感染収束に向けた取組を行っていく必要があるため、6月21日からまん延防止等重点措置を実施してきた。

令和3年7月11日をもって、本県はまん延防止等重点措置実施区域から解除されたが、感染急拡大の懸念などから、7月28日に政府へのまん延防止等重点措置実施区域の指定を要請し、7月30日に指定されたことから、8月2日よりまん延防止等重点措置を実施している。

### I 区 域

兵庫県全域

### II 期 間

緊急事態措置実施期間	令和2年4月7日～令和2年5月21日 令和3年1月14日～令和3年2月28日
まん延防止等重点措置実施期間	令和3年4月5日～令和3年4月24日
緊急事態措置実施期間	令和3年4月25日～令和3年6月20日
まん延防止等重点措置実施期間	令和3年6月21日～令和3年7月11日
まん延防止等重点措置実施期間	令和3年8月2日～令和3年8月31日

### III 措 置

#### 1 医療体制

##### (1) 入院体制

##### ① 病床の確保

- 新たな病床確保計画（1,200床程度うち重症130床程度）に基づき、重症対応142床、中等症856床、軽症239床の計1,237床を確保した。
- 本県の実績データ等を踏まえ、フェーズごとの新規感染者数に応じて必要な病床・宿泊療養の体制を見直す。フェーズの運用に際しては、感染急増のスピードに対応するため、段階的な運用に拘らず、状況に応じて機動的に対応する。

## 【フェーズに応じた体制】

区分	1	2	3	4(国ステージⅢ)	5(国ステージⅣ)	6	
	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期1	感染拡大期2	感染拡大特別期	
目安 新規感染者週平均 [週患者数/人口10万人]	30人未満 [5人未満]	30人以上 [5人以上]	70人以上 [10人以上]	110人以上 [15人以上]	190人以上 [25人以上]	総合的に判断	
体制構築の考え方	30人の新規感染者に 対応	70人の新規感染者に 対応	110人の新規感染者に 対応	190人の新規感染者に 対応	390人の新規感染者に 対応		
病床	病床数	400床程度	550床程度	700床程度	900床程度	1,050床程度	1,200床程度～
	うち 重症病床数	70床程度	80床程度	100床程度	110床程度	120床程度	130床程度～
宿泊 療養	室数	500室程度 (3施設)	600室程度 (4施設)	1,000室程度 (7施設)	1,200室程度 (8施設)	1,300室程度 (9施設)	1,500室程度～ (10施設～)

○感染者が急増する中、入院者数（重症者含む）についても増加傾向にあることから、感染拡大特別期（1,200床以上）の運用に向け、医療機関に体制強化を要請する。

○人工呼吸器や個人防護服等の整備を支援する。

### ②重症者への対応

- 県立加古川医療センターを県内全域の患者に対応する「新型コロナウイルス感染症拠点病院」、神戸市立医療センター中央市民病院・県立尼崎総合医療センターを重症患者等に対応する「新型コロナウイルス感染症重症等特定病院」に位置づける。
- 県立加古川医療センターにおいて、臨時の重症専用病棟を活用し、併せて人材育成にも活用する。
- ECMO及び人工呼吸器の取扱研修を行い、重症患者にも対応できる人材育成を行う。
- 中等症患者の診療体制の充実と重症対応医療機関の負担軽減を図るため、最新の知見に基づく標準治療を周知する。

### ③転院の促進

- 重症対応医療機関から中軽症対応医療機関等への転院促進及び入院対応医療機関から宿泊療養施設への転送を促進する。
- 県病院協会・県民間病院協会に看護師等を配置した「転院支援窓口」を設置し、医療機関の地域連携室等と連携し回復者の転院受入を促進する（受入登録病院：222病院）。
- 退院基準を満たした重症・中等症患者の更なる転院を促進するため、人工呼吸器等の整備支援（1病床あたり上限6,000千円）を実施する。
- 入院対応医療機関から一般医療機関への転院を促進するため、転院受入支援（1名受入あたり10万円）を実施する。

### ④精神科医療への対応

- 感染管理認定看護師等の派遣による感染症対策研修を実施する。
- 感染者発生時、感染症専門医・感染管理認定看護師による感染拡大防止対策指導や陽性者への治療支援を行う。

### ⑤その他

- がん患者、透析患者、障害児者、妊産婦・小児の患者などは特に配慮する。
- 医療機関における面会等について、感染を防ぐため、直接面会の自粛を要請する。

## (2) 無症状者や軽症者への対応

### ①基本的な方針

○無症状者や軽症者については、宿泊療養施設の増加、医療ケアの充実も図られたことから、妊婦や重症化のおそれがある基礎疾患をもつ者など入院対応が望ましい場合を除き、宿泊療養施設での療養を基本とする。なお、子育てや介護等の特別な事情がある者で、感染対策を十分に行える場合には、引き続き、自宅での療養も可能とする。

区 分	対 象 患 者
入 院	中等症以上の者。特に中等症Ⅱ（SpO <sub>2</sub> ≤93%、酸素投与が必要）以上の者は優先して入院
宿 泊 療 養	無症状または軽症者
医療強化型	65歳未満で呼吸不全のない中等症患者、もしくは65歳以上の軽症者
自 宅 療 養	子育てや介護等の特別な事情がある者で、感染対策を十分に行える場合

○感染拡大期以降については、患者の増加による入院医療の逼迫を回避するため、①中等症（概ねⅠ程度）患者については、医療ケアの充実を図った宿泊療養施設での療養も実施、②軽症・無症状者については、宿泊療養を基本としつつ、十分な医療観察体制を確保したうえで、自宅での療養も実施する。

### ②宿泊療養施設の確保

○新たな病床確保計画における必要室数(1,500室程度)を確保し、1,475室体制で運用しているが、無症状・軽症の患者が増加する中、宿泊療養施設の逼迫を防ぐため、さらなる施設の確保について協議を進める。

○患者搬送力の強化、調整事務スタッフの充実、運営体制の強化により、宿泊療養施設の稼働率の更なる向上を図る。

○オンコール医師等の対応に加え、兵庫県医師会及び神戸大学医学部附属病院の協力の下、医師派遣施設を3施設（神戸・西宮・姫路）設置し、医療ケアの充実を図っているが、さらなる感染拡大に備え、医師会と連携した研修の実施により、派遣医師を育成するとともに、医師派遣施設の増加に向けて関係機関と準備を進める。さらに、兵庫県医師会・兵庫県薬剤師会の協力の下、入所者の状況に応じて施設への往診を実施する。

## (3) 円滑な入院調整等の実施

○各保健所による入院調整を基本としつつ、圏域を越える入院等各保健所の依頼により、新型コロナウイルス入院コーディネーターセンター（CCC-hyogo）が症状に応じた適切な入院調整もしくは宿泊療養調整を行う。

○患者急増時には、医師（災害医療コーディネーター）及び調整事務スタッフ（看護系大学の教員等）の充実により、入院調整機能を強化する。

○関西広域連合構成他府県間において、必要に応じて、広域患者受入調整を行う。

## (4) 自宅待機者等に対するフォローアップ体制の強化

○家庭訪問による継続した健康観察等を行うなど、症状をふまえた的確な対応を行い、症状悪化の予防や早期発見に努める。

・感染予防対策の周知徹底、パルスオキシメーターの貸出し、兵庫県看護協会によるアプリを活用した健康観察、保健師等による相談を実施

・高齢者や基礎疾患を有するなど特に注意が必要な方へは、保健所保健師の家庭訪問による毎日継続的なフォローの実施

・必要に応じて、食料品（5日分/セット）や衛生資材等の配布

- 保健師の家庭訪問等により、必要に応じて、酸素吸入装置の活用や、医師による往診等を行い、症状悪化時は、CCC-hyogo も活用して入院へ移行する。
- 自宅療養者等への往診・訪問看護・調剤を行った医療機関等に対して、協力金を支給する。(医療機関: 5 万円/日、薬局: 1 万円/日、訪問看護: 3 万円/日)

#### (5) 外来医療体制の強化

- 帰国者・接触者外来を 75 機関設置している。発熱等診療・検査医療機関 1,220 ヶ所を指定している。
- かかりつけ医等地域の身近な医療機関に電話相談し、指示に従って受診すること、かかりつけ医等がない時は「発熱等受診・相談センター（健康福祉事務所・保健所）」や「新型コロナ健康相談コールセンター（全県）」へ相談することを呼びかける。特に発熱や咳などの比較的軽い症状でも、高齢者や基礎疾患を有する者は早めの相談を呼びかける。

#### (6) 検査体制の強化

- 衛生研究所、民間検査機関、帰国者・接触者外来への PCR 検査機器購入支援などにより、検査体制の充実を図り、7,970 件/日の検査件数を確保している。
- 県立健康科学研究所では、自施設で検査した陽性検体の Ct 値 30 以下の検体について変異株 PCR 検査を実施している。ゲノム解析も実施している。
- 保健所を介さず検査を行う「地域外来・検査センター」を 8 ヶ所開設している。
- 抗原検査について、救急患者の早期診断やインフルエンザの流行期における発熱患者への検査等に活用する。また、抗体検査については、正確な感染状況の把握に資するため、神戸大学と協力して研究を推進する。

##### 【PCR 検査体制】

区 分		現状 (件)	従前 (件)
衛 生 研 究 所 等	兵 庫 県	700	700
	保 健 所 設 置 市	685	685
	小 計	1,385	1,385
民 間 検 査 機 関		2,810	2,440
医 療 機 関		3,775	2,375
合 計		7,970	6,200

#### (7) 幅広い検査の実施

- 医療機関や社会福祉施設、学校などで陽性者が確認され、感染の拡がりや疑われるなど、クラスター（集団感染）の発生が懸念される場合には、濃厚接触者以外にも幅広く関係者を対象として検査を実施する。
- 特に社会福祉施設等では、職員・入所者等で発熱や呼吸器症状等を呈している場合は、陽性者の有無に関わらず、幅広く迅速かつ積極的に検査を実施する。更に、希望する社会福祉施設等を対象として、新規就労職員及び新規入所者（ショートステイも含む）に対して PCR 検査を実施する。
- 県内全域（保健所設置市を除く）の高齢者・障害者施設の従事者を対象とした集中的検査について、特措法第 24 条第 9 項に基づき受検を要請する。
- 再度の感染拡大の予兆を早期に探知するため、政府（内閣官房）が市中（多くの人が入り出す事業所、大学等）において実施するモニタリング検査に協力する。
- 医療機関や高齢者施設等での陽性者を早期に発見するため、厚労省が実施する医療機関等への抗原簡易キットの配布に協力する。

## (8) ワクチン接種の推進

- 新型コロナウイルスワクチンについて、迅速かつ円滑な接種体制の構築が図れるよう、医師会、市町等と連携・調整を行う。
- 6月21日から大規模接種会場を西宮市及び姫路市に設置し、県民の接種を促進するとともに、接種希望者の利便性の向上を図る。7月からは接種枠の一部を活用し「警察職員」や「県立学校教職員」の優先接種を実施している。また、現在実施している大規模接種について、同一会場で2回目接種を完了できるよう、西宮会場では10月17日まで、姫路会場では9月12日まで、接種期間を延長する。なお、国からのワクチン供給が可能となった場合には、園田・姫路競馬場を活用し、11月末まで延長する。
- 企業や大学等での職域単位でのワクチン接種を加速化するため、全庁をあげた職域接種推進体制を構築するとともに、「職域接種専用電話相談窓口」を設置する。

## (9) 医療用マスク・防護服等の確保

- 医療機関に代わり県において医療用マスク及び防護服等について、概ね6ヶ月分の使用量相当を確保している。
- 発熱等診療・検査医療機関に対し、緊急時においては国から必要な医療資機材（サージカルマスク、ガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋）が提供されることとなり、状況に応じて県からも提供する。

## (10) 感染者受入医療機関等への支援

- 県・市町（神戸市を除く）の協働により、「ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金」を兵庫県健康財団に創設し、医療機関関係者等に対し、寄附による勤務環境改善等を行う（令和2年10月に医療機関へ第1次配分済）。
- 感染者及び疑似症患者への入院治療を行う医療機関に対する運営に要する経費（入院患者1人あたり12,000円/日）を支援する。
- 感染者等への対応業務に従事した県立病院等職員に対する特殊勤務手当を増額する（日額300円→3,000円、感染者等の身体に直接接触する作業等の場合は4,000円）。

## (11) 救急医療等の院内感染防止への支援

- 救急・周産期・小児医療機関において、感染の疑いのある患者が受診した場合に、必要な診療を行うことができるよう院内感染防止対策を支援する。
  - ・設備整備補助：簡易陰圧装置、簡易ベッド、空気清浄機等

## (12) 保健所体制の強化

- 感染対策に資する改修や検査体制の充実、患者移送車等の整備等を図る。
- 感染状況に応じ保健所体制の拡充が可能となるよう、会計年度任用職員の配置や、県や関係機関等からの保健師等の応援派遣体制の構築、看護協会に設置した「保健師バンク」の活用、民間派遣を活用した応援チームによる支援を行う。
- 感染拡大期には、家庭訪問等について、保健所保健師が重点的に対応するとともに、疫学調査については、保健師バンクや看護系大学教員による支援、民間派遣の応援チームを中心に実施する。

## (13) 保健師バンクの機能強化

- 災害時等派遣保健師名簿を作成し、保健師バンクの機能強化を図る。

## (14) 海外からの帰国者への対応

- 次の事項を海外からの帰国者に呼びかける。
  - ・指定された場所（自宅など）での14日間の待機
  - ・保健所等による健康観察への協力
  - ・発熱等受診・相談センター（健康福祉事務所・保健所等）への相談
  - ・入国制限がなされている国や地域以外の帰国者から住所地所在の保健所への連絡

## (15) 風評被害対策等

- 次の事項を医療や介護など関係者への感謝とともに県民に呼びかける。
  - ・感染症に対する正しい知識や理解を深め、憶測やデマなどに惑わされないようにするとともに、医療関係者、患者関係者などへの風評被害・差別を防止することにより、感染者や濃厚接触者などが保健所の調査に協力できるようにすること
  - ・食料、医薬品、生活必需品の買い占め等を行わないよう、冷静に対応すること

## 2 学校等

### (1) 公立学校

#### [県立学校]

#### ①教育活動

- 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、県内では、十分な感染防止対策を実施したうえで行う。
- 県外での活動は、原則行わない。
  - ただし、既に計画済の活動（修学旅行を含む）を実施する際には、改めて、緊急事態措置実施区域、まん延防止等重点措置実施区域（都道府県）の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域でないこと、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に確認すること。

#### ○感染防止対策

##### [登下校時・出勤時]

- ・児童生徒の健康観察を徹底し、同居家族に発熱等の症状（ワクチン接種後を含む）やPCR検査を受けている場合も登校させない（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）。
  - 出席停止期間中には、ICTの活用も含めた学習支援に配慮する。
- ・教職員の健康管理を徹底し、同居家族に発熱等の症状がある場合（ワクチン接種後を含む）も出勤を見合わせる（特別休暇）。
- ・登下校時においては、マスクを着用する。ただし、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日及び本人が息苦しさを感ずる場合は、交通機関利用時を除き感染防止をしながら着用しなくとも可とする。なお、マスクをはずした場合は会話を行わない。
- ・校内の感染状況に応じ、分散登校や時差登校を検討する。

##### [教育活動時]

- ・感染リスクの高いとされている活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどを徹底する。
- ・各教室での可能な限りの間隔を確保する。
- ・マスクの着用を徹底する。必要に応じてフェイスシールドを着用する。
- ・毎日の検温と手洗いを徹底する。
- ・教室、職員室、教科準備室、更衣室等は、適切な温度管理等に留意した換気、消毒を実施する。



- ・食事をする場所は、飛沫を飛ばさない席の配置や飛沫対策パーティションを設置する。食事中はマスクをはずしての会話は行わない。
- ・児童生徒・教職員に対し、不要不急の外出自粛を呼びかける。 等

〔その他〕

- ・児童生徒の感染防止の観点からも、教職員についてはワクチン接種を促す。
- ・学習塾など習い事は、事業者が実施している感染防止対策を遵守する。
- ・学習塾など習い事は、本人に加え、家族に発熱等の風邪症状がある場合やPCR検査受診者がいる場合は参加しない。
- ・学習塾など習い事への行き帰りには、マスクの着用を徹底する。
- ・コンビニでの飲食、会話などは避け、速やかに帰宅する。

## ②部活動

- 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動を行う。なお、宿泊は、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定する（学校は不可）。
  - 県外での活動（全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。）は、原則行わない。  
ただし、既に計画済の活動を実施する際には、改めて緊急事態措置実施区域、まん延防止等重点措置実施区域（都道府県）の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域でないこと、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に確認すること。
  - 活動時間は、平日（4日）2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とする（「いきいき運動部活動（4訂版）」等）。
- ※高体連、中体連、高文連及び高野連等に対して、公式大会において事前の健康管理や、試合時以外のマスク着用の徹底、観戦場所の密を避けるなど感染防止対策を参加校に遵守するよう強力に指導すること及び熱中症対策に万全を期するよう改めて要請する。

## ③心のケア

- きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、心身の健康に適切に対応する。
  - ・児童生徒の状況把握(個人面談等の機会の拡充等)
  - ・児童生徒の心のケアアンケート調査の実施  
調査時期：5月、11月  
対 象：各市町（神戸市含む）小学校1校（6年生）、中学校1校（3年生）
  - ・SNS悩み相談の実施（17:00～21:00）
  - ・キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用促進
  - ・通級指導対象生徒や外国人生徒等への個別支援
  - ・経済的困窮に配慮し、女性用品を県立学校に配備

## ④熱中症対策

- 環境省・気象庁などが発表する「熱中症警戒アラート」なども参考に、適切な水分補給や休憩などの熱中症対策を行う。
- （屋内）空調設備による教室等の温度管理、空調設備のない場所では風通しをよくするとともに、激しい運動を避けるなど活動内容を十分に注意する。
- （屋外）体育・スポーツ活動のほか登下校においても、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日及び本人が息苦しさをを感じる時には、マスクを外す、活動内容を変更するなど、熱中症対応を優先する。

〔※「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」  
『学校の新しい生活様式(2021.5.28Ver. 6 一部追記分)』参照〕

[市町立学校・園（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園・幼稚園型認定こども園）]

○設置者に対し、感染状況を踏まえ適切な学校運営を依頼する。また、1人1台端末の持ち帰りなど、児童生徒の家庭学習支援を呼びかける。

[感染時における対応]

- 感染者、濃厚接触者及び体調不良者（以下、感染者等）が発生した場合、保健所の指示に従って、感染者等の出席停止（教職員は特別休暇）及び消毒等の対応を行う。なお、学級に複数の感染者等が発生した場合は学級単位、この状況が複数の学級で生じた場合は、学年・学校単位での臨時休業の実施を検討する。
- 広域的な感染防止対応が必要となった場合の地域における臨時休業については、国の動向、県全体の感染防止対応とともに学習機会の確保など総合的に判断したうえで、県立学校は基本的に学区単位、市町立学校は市町単位又は県民局・県民センター単位でのエリアで実施の可否を検討する。

(2) 県内大学

[感染防止対策強化の要請]

①授業形態

○オンライン授業を積極的に活用する。

※対面授業の実施の際の感染防止対策の強化

- ・キャンパス・校舎内や通学時等のマスク着用の徹底、時差通学の推進、ワクチンの大学拠点接種の推進

②部活動・サークル活動

○県外での活動（※を除く）は、原則行わない。ただし、既に計画済の活動を実施する際には、改めて緊急事態措置実施区域、まん延防止等重点措置実施区域（都道府県）の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域でないこと、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に確認すること。

※中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図る。

○県内で活動する場合は、以下の点に留意すること。

- ・合宿等、宿泊を伴う活動を実施する場合には、感染防止対策が確認される施設を利用するとともに、飲食時の感染防止の徹底を図る
- ・練習試合等を実施する場合は、必要最小限の参加人数とするなど、移動人数を最小限にとどめる
- ・更衣室・部室でのミーティング時、試合等における部員の応援時にはマスクを着用
- ・近距離で飛沫が飛ぶ接触は避ける

③外出・飲食

○学生・教職員に対し、以下の点の徹底を図る。

- ・感染拡大地域との往来の自粛
- ・要件を満たしていない飲食店、路上や公園等での飲酒をしない
- ・宅飲みを含め、集まったの飲食を避ける
- ・感染防止対策を講じていない施設の利用の自粛
- ・会話の際は、マスク等により飛沫を防止
- ・学生食堂等では、マスクを外しての会話を控え、食事後は速やかに退出

- ・学生食堂等の学内の飲食施設では、座席配置の工夫、アクリル板の設置等による感染防止対策の徹底

#### ④学生への呼びかけ

- 教育活動の場（授業の開始・終了時、学生一人ひとりへのメール送付等）において、知事メッセージや学生向け動画等を配付・送信すること等により、感染防止対策の徹底を学生に強く呼びかける。

#### ⑤ワクチン接種の推進

- 早期の対面授業の全面実施の実現に向け、大学拠点接種や自治体での接種により、教職員・学生等のワクチン接種率の向上を推進する。

### [学生への支援]

- 国の修学支援新制度における家計急変時の授業料・入学金減免、給付型奨学金支給を行う（急変後の所得見込により住民税非課税世帯・これに準ずる世帯となる学生が対象）。
  - ・兵庫県私費外国人留学生奨学金の給付、アルバイト収入の大幅な減少等により経済的に困窮する私費外国人留学生に対する緊急奨学金の給付（月3万円）（大学、短大、高専、専門学校日本語学科）
  - ・県立大学においては、上記に加え、独自の授業料等の減免の拡充（入学金等の対象追加）、家計急変時の授業料等減免（急変後の所得見込により判定（4人世帯の場合は約500万円未満が目安）、授業料の納付猶予・分納等を実施
  - ・就職が困難となっている学生や既卒者等を支援するため、大学連携組織（大学コンソーシアムひょうご神戸）を活用した県内大学生の地元就職促進事業を実施

#### (3) 高専、私立学校（幼小中高・専修学校・各種学校）

- 私立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校に対し、県立学校と同様の感染防止対策の徹底を要請する。
- 高専、専修学校・各種学校に対し、県内大学と同様の感染防止対策の徹底を要請する。
- 私立専門学校の授業料減免支援（減免額の1/3）を行い、学生の経済的負担を軽減する。

#### (4) 看護師養成施設等

- 看護師等養成所と歯科衛生士養成所に対し、医療機関等での臨地実習を学内演習に代えることにより、同等の知識と技能を修得するために必要な資機材等を支援する。

### 3 社会教育施設等

- 県立施設については、感染防止対策を実施した上で開館する。
- 感染防止対策
  - ・催物の開催制限及び開館時間短縮については、対処方針の「イベントの開催自粛要請」及び「施設の使用制限」の徹底
  - ・事前予約などによる来館者の入場制限の徹底
  - ・発熱、咳などの症状のある者の入場禁止 ・発熱チェック
  - ・マスク装着の徹底、消毒液の設置 ・演者と観客との一定の距離の確保（最低2m）
  - ・密閉・密集・密接状態の回避（休憩時間・回数増、換気など）
  - ・入館者の氏名・連絡先等の把握
  - ・「兵庫県新型コロナ追跡システム」QRコードの掲示と来館者への登録呼びかけ 等

## 4 社会福祉施設

### (1) 高齢者施設、障害者施設等

#### ①職員

- 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所について、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施を要請する。
- 各施設団体からも注意喚起を行うとともに、「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布し、職員等に対する研修に活用するとともに、施設の職員等及び施設等と関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等の徹底を要請する。
- 感染管理認定看護師等の派遣等による感染症対策研修を実施する。
- 職員の日々の健康管理（体温測定、発熱した場合の出勤停止）を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。

#### ②利用者

- 面会者からの感染を防ぐため、自宅と施設間でのオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止することを要請する。実施する場合も、回数・人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底する。
- 原則、利用者の外泊・外出の自粛を要請する。利用者及び家族のQOLを考慮して外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等感染防止対策の徹底を要請する。

#### ③施設等への支援

- 退院後の社会福祉施設への円滑な受入を促進するため、退院基準満了証明の交付や受入施設への支援金（1名受入あたり10万円）を支給する。
- 入所者が感染した場合、入院又は宿泊施設での療養を原則とするが、患者の状況や入院調整の状況等によっては、当該施設において療養することもあり得る。このため、やむを得ず施設内療養を行った施設等に対し、医師の配置等、適切な健康管理体制の確保に必要な経費を健康管理支援事業（施設内療養者1人あたり25万円）として支援する。また、感染拡大対策に必要なかかり増し経費をサービス継続支援事業（高齢者施設における施設内療養者1人あたり15万円等）として支援する。
- 訪問介護等既に利用中のサービスがある場合は、当該サービス提供事業所によるサービス継続等により支援する。新たにサービスが必要となる場合には、市町、介護支援専門員、相談支援専門員、訪問看護・介護事業者等関係者が連携し、必要なサービスを提供する。いずれの場合も、必要となるかかり増し経費に加え、協力金を支給する。
  - ・1日あたり協力金 訪問看護 52,000円 訪問介護 38,000円 等
- 概ね2ヶ月分のマスク、消毒液等の使用量確保を図ったうえで、さらに概ね2ヶ月分の使用量相当を県において保管する。
- 感染者が発生した場合の基本的対応方針を定め、施設内感染を防ぐための仕組みを整備する。また、感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを運用する。
- 感染拡大防止対策に資する衛生用品の確保や外部専門家等による研修等の支援を行う。特に、従来型施設（多床室）を中心に個別訪問による研修・助言を強化する。また、施設等への専門家派遣時の指導内容について、わかりやすく情報発信を行う。

### (2) 保育所（幼保連携・保育所型認定こども園を含む）・放課後児童クラブ

- 感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業の実施を要請する。

- 団体からも注意喚起を行うとともに、「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布し、職員等に対する研修に活用する。
- 職員の日々の健康管理（体温測定、発熱した場合の出勤停止）を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。
- 保育所において、感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設からの職員派遣の仕組みを運用する。

## 5 県立都市公園等

- 県立都市公園等（下記の施設を含む）は、感染防止対策を施した上で開園する。
  - ・公園内への持ち込み飲酒は禁止する。
  - ・公園内の各施設については、施設毎の使用制限を遵守する。
    - 〔 県立公園あわじ花さじき、県立フラワーセンター、但馬牧場公園、三木山森林公園、各ふるさとの森公園、楽農生活センター、六甲山ビジターセンター 〕
- 県管理の河川、ダム、海岸及び港湾について、看板等の設置により、感染リスクが高いとされる行動を自粛するよう要請する。

## 6 外出自粛等の要請（法第24条第9項等）

### (1) 不要不急の外出自粛等

- 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を要請する。
- 外出する必要がある場合にも極力家族など少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動することを要請する。
- 特に感染拡大地域への往来及び県境を越えた往来の自粛を要請する。
- 時短要請時間外に飲食店等に入出入りしないこと、感染リスクの高い施設（業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など）の利用の自粛を要請する。
- 酒類を購入し、店舗の店先・路上・公園等における飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請する。
- 大人数や長時間におよぶ飲食の自粛、会食等感染リスクの高い施設利用後は一定期間人との接触に注意する等家庭内においても「人にうつさない行動」をとること、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加自粛を要請する。

### (2) 5つの場面の注意等

- 感染リスクが高まるとされる次の「5つの場面」に注意する。
  - ・飲酒を伴う懇親会等
  - ・大人数や長時間におよぶ飲食
  - ・マスクなしでの会話
  - ・狭い空間での共同生活
  - ・休憩室、喫煙所、更衣室等
- 感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）を推進する。
  - ・マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、「3密」（密閉・密集・密接）の回避等
  - ・特に、近距離の会話、移動中の車内でもマスクの着用を徹底すること
- 毎日の検温実施等自身の健康管理に留意し、発熱等症状のある場合には通勤・通学を含め外出を控えるとともに、電話で医師等に相談する。
- こまめな換気や適度な保湿を行う。

### (3) 家庭での感染防止対策

- リスクの高い行動の自粛や基本的な感染対策の徹底など「ウイルスを家庭に持ち込まない」行動をする。

- 帰宅後の手洗い、換気の実施、発熱者がいる場合の個室の確保や共有部分の消毒など「ウイルスを家庭内に広げない」行動をする。
- 毎日の検温など家族の健康管理、発熱など症状がある場合のかかりつけ医への相談など「ウイルスを家庭外に広げない」行動をする。

#### (4) 飲食等

- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない、県内外の感染リスクの高い施設（特に接待を伴う飲食店、酒類提供を行う飲食店、カラオケ等）の利用を自粛する。
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない施設における、大人数での会食や飲み会を避ける（若者グループについては、特に注意）。
- リスクの高い施設利用後の自身の体調や行動に注意する。
- 大声での会話、回し飲みを避ける。
- 会食は同居家族や介助者等を除き、1グループ4人以内とし、長時間の飲食は控える。

#### (5) 追跡システム・接触確認アプリの利用

- クラスター発生のおそれがある時等に迅速に利用者への注意喚起情報を提供する「兵庫県新型コロナウイルス追跡システム」を利用する。
- 国の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」を登録する。

### 7 イベントの開催自粛要請等（法第24条第9項）

#### (1) 催物の開催制限の目安等

【令和3年8月2日～令和3年8月31日】

区 分	収容定員	人数上限
大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	100%以内	5,000人
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%*以内	

（収容定員と人数上限のいずれか小さい方）

\*異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内）内では座席間隔を設けなくともよい。

- 祭り、花火大会、野外フェスティバル等、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場や区域内の適切な行動確保ができない催物については、中止を含めて慎重に検討することを要請する。
- 催物開催に当たっては、業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底することとし、その対策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断することを要請する。
- 催物の主催者等に対し、参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等を徹底することを要請する。

#### (2) 営業時間短縮等の要請

- 21時までの営業時間短縮を要請する（※オンライン配信の場合は営業時間短縮は不要）。

#### (3) 大規模イベント開催に係る事前相談

- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの開催を予定する場合には、必ず開催要件や感染防止対策等について県対策本部事務局との事前相談をするよう要請する。

## 8 施設の使用制限等

○業種別ガイドライン遵守の徹底を要請する。(法第 24 条第 9 項)

### (1) 飲食店等

#### 〈施設の種類〉

飲食店	飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトは除く)
遊興施設	遊興施設(キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス等)(*)のうち、食品衛生法の飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている店舗

※ 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場についても、同様の内容を要請

(\*) ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外。ただし、入場整理の実施や、酒類提供(酒類の店内持込みを含む)の時短等・カラオケ設備使用の自粛(飲食を主として業としている店舗)について協力依頼

#### 【令和3年8月2日～令和3年8月31日】

##### 〈措置区域〉

8月2日～8月15日：神戸市、阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市

8月16日～8月31日：神戸市、阪神南・阪神北・東播磨・北播磨・中播磨・西播磨・丹波・淡路地域

○飲食店等への時短要請等を行う。(法第 31 条の 6 第 1 項)

- ・ 5時～20時の営業時間短縮を要請
  - ・ 酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わないことを要請
  - ・ カラオケ設備の利用自粛を要請(飲食を主として業としている店舗及び結婚式場)
- ※あわせて「新型コロナ対策適正店認証」の積極的な取得の推奨

○飲食店等へ、感染対策の徹底を要請する。

(法第 31 条の 6 第 1 項)

- ・ 従業員への検査勧奨
- ・ 入場者の感染防止のための整理・誘導
- ・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止
- ・ 手指の消毒設備の設置
- ・ 事業を行う場所の消毒
- ・ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- ・ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ・ 施設の換気
- ・ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保

(法第 24 条第 9 項)

- ・ CO<sub>2</sub>センサー等の設置
- ・ 業種別ガイドラインの遵守

##### 〈その他区域〉

8月2日～8月15日：北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨・但馬・丹波・淡路地域

8月16日～8月31日：但馬地域

(法第 24 条第 9 項)

○飲食店等への時短要請等を行う。

- ・ 5時～21時の営業時間短縮を要請
  - ・ 酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は、11時～20時とすることを要請(酒類提供の要件：「一定の要件」(\*)を満たすこと)
  - ・ \*アクリル板等の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、4人以内の利用(1グループ)
  - ・ カラオケ設備の利用自粛を要請(飲食を主として業としている店舗及び結婚式場)
- ※あわせて「新型コロナ対策適正店認証」の積極的な取得の推奨

○飲食店等へ、感染対策の徹底を要請する。

- ・ 従業員への検査勧奨
- ・ 入場者の感染防止のための整理・誘導
- ・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止
- ・ 手指の消毒設備の設置

- ・事業を行う場所の消毒
- ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ・施設の換気 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
- ・CO<sub>2</sub>センサー等の設置 ・業種別ガイドラインの遵守

### 〈協力金支給額〉

- ・～6月20日分：下記により算出した1日当たり額/店舗×休業・時短営業日数  
 中小企業 前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定  
 大企業 1日当たりの売上高の減少額×0.4(1千円から千円単位、上限20万円)  
 \*中小企業もこの方式を選択可  
 ※財源：国80%、県20%

- ・6月21日～7月11日分：下記により算出した1日当たり額/店舗×時短営業日数  
 [まん延防止等重点措置実施区域]  
 中小企業 前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定  
 【平日】  
 大企業 1日当たりの売上高の減少額×0.4(1千円から千円単位、上限20万円)  
 \*中小企業もこの方式を選択可  
 ※財源：国80%、県20%

### [その他区域]

- 中小企業 前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定  
 大企業 1日当たりの売上高の減少額×0.4(1千円から千円単位、上限20万円又は前年等の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額)  
 \*中小企業もこの方式を選択可  
 ※財源：国80%、県20%



- ・ 7月12日～7月31日分：下記により算出した1日当たり額/店舗×時短営業日数  
 [神戸市、阪神南・阪神北地域、明石市]

中小企業	前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定	}
	83,333円以下の店舗：2.5万円	
	83,334円～25万円の店舗：(前年等の1日当たり売上高)×0.3の額	
	25万円以上の店舗：7.5万円	
大企業	1日当たりの売上高の減少額×0.4(1千円から千円単位、上限20万円又は前年等の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額)	
	*中小企業もこの方式を選択可	
	※財源：国80%、県20%	
	[東播磨(明石市除く)・北播磨・中播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域]	
	2万円/日・店舗	
	※財源：国80%、県20%	
  
- ・ 8月1日分：下記により算出した1日当たり額/店舗×時短営業日数  
 [神戸市、阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市]

中小企業	前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定	}
	83,333円以下の店舗：2.5万円	
	83,334円～25万円の店舗：(前年等の1日当たり売上高)×0.3の額	
	25万円以上の店舗：7.5万円	
大企業	1日当たりの売上高の減少額×0.4(1千円から千円単位、上限20万円又は前年等の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額)	
	*中小企業もこの方式を選択可	
	※財源：国80%、県20%	
	[北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨・但馬・丹波・淡路地域]	
	2万円/日・店舗	
	※財源：国80%、県20%	
  
- ・ 8月2日～8月15日分：下記により算出した1日当たり額/店舗×時短営業日数  
 [まん延防止等重点措置実施区域(神戸市、阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市)]

中小企業	前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定	}
	8.75万円以下の店舗：3.5万円	
	8.75万円超～25万円の店舗：(前年等の1日当たり売上高)×0.4の額	
	25万円以上の店舗：10万円	
大企業	1日当たりの売上高の減少額×0.4(1千円から千円単位、上限20万円)	
	*中小企業もこの方式を選択可	
	※財源：国80%、県20%	
	[その他区域(北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨・但馬・丹波・淡路地域)]	
中小企業	前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定	}
	83,333円以下の店舗：2.5万円	
	83,334円～25万円の店舗：(前年等の1日当たり売上高)×0.3の額	
	25万円以上の店舗：7.5万円	
大企業	1日当たりの売上高の減少額×0.4(1千円から千円単位、上限20万円又は前年等の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額)	
	*中小企業もこの方式を選択可	
	※財源：国80%、県20%	

- ・ 8月16日～8月31日分：下記により算出した1日当たり額/店舗×時短営業日数  
 [まん延防止等重点措置実施区域（神戸市、阪神南・阪神北・東播磨・北播磨・中播磨・西播磨・丹波・淡路地域）]  
 中小企業 前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定  
 8.75万円以下の店舗：3.5万円  
 8.75万円超～25万円の店舗：(前年等の1日当たり売上高)×0.4の額  
 25万円以上の店舗：10万円  
 大企業 1日当たりの売上高の減少額×0.4(1千円から千円単位、上限20万円)  
 \*中小企業もこの方式を選択可  
 ※財源：国80%、県20%  
 [その他区域（但馬地域）]  
 中小企業 前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定  
 83,333円以下の店舗：2.5万円  
 83,334円～25万円の店舗：(前年等の1日当たり売上高)×0.3の額  
 25万円以上の店舗：7.5万円  
 大企業 1日当たりの売上高の減少額×0.4(1千円から千円単位、上限20万円又は前年等の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額)  
 \*中小企業もこの方式を選択可  
 ※財源：国80%、県20%

(2) 多数利用施設

○多数利用施設（特措法施行令第11条施設）へ法第24条第9項による要請等を行う。

【令和3年8月2日～令和3年8月31日】

<措置区域>

8月2日～8月15日：神戸市、阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市

8月16日～8月31日：神戸市、阪神南・阪神北・東播磨・北播磨・中播磨・西播磨・丹波・淡路地域

種 類	要請内容
運動・遊技施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 20時までの営業時間短縮の協力依頼</li> <li>・ 酒類提供（利用者による酒類の店内持込み含む）を行わないことを要請</li> <li>・ イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請</li> <li>・ 入場整理の実施を要請</li> <li>・ 業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請</li> </ul> ※イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮の要請等
劇場、映画館等	
集会・展示施設	
博物館等	
ホテル・旅館(集会の用に供する部分)	
遊興施設	
商業施設(生活必需物資を除く)	
サービス業(生活必需サービスを除く)	

<その他区域>

8月2日～8月15日：北播磨・中播磨（姫路市除く）・西播磨・但馬・丹波・淡路地域

8月16日～8月31日：但馬地域

種 類	要請内容
運動・遊技施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21時までの営業時間短縮の協力依頼</li> <li>・酒類提供（利用者による酒類の店内持込み含む）は11時～20時とすることを要請 （酒類の提供：「一定の要件」（*）を満たすこと）</li> <li>・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請</li> <li>・入場整理の実施を要請</li> <li>・業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請</li> </ul>
劇場、映画館等	
集会・展示施設	
博物館等	
ホテル・旅館（集会の用に供する部分）	
遊興施設	
商業施設（生活必需物資を除く）	
サービス業（生活必需サービスを除く）	※イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮の要請等

\* 「一定の要件」

アクリル板等の設置（又は座席の間隔（1m以上）の確保）、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内

○協力金支給額（～6月20日まで）

【財源】国要請分（20時までの時短）：国80%、県20%

県独自要請（上乘せ分）（土日休業）：国60%、県40%

区分	大規模施設	テナント事業者・出店者
支給金額	<p>【休業分】</p> <p>支給額/日=A+B+C</p> <p>A：自己利用部分(*1)の休業面積（1,000㎡を1単位）(*2)×20万円/日</p> <p>B：テナント店舗及び特定百貨店店舗等(*3)の数×2千円/日（10以上の店舗がある場合）</p> <p>C：特定百貨店店舗の数×2万円/日</p>	<p>【休業分】</p> <p>支給額/日=休業面積(100㎡を1単位)(*2)×2万円/日</p>
	<p>【時短分】</p> <p>国の基準に基づく協力金（上記に基づき算出した額に「本来の営業終了時間－20時/本来の営業時間」を乗じた額）を支給</p>	

(\*1) 「自己利用部分」

大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分（(\*3)の「特定百貨店店舗」に係る部分を除く）

(\*2) 「休業面積」

①大規模施設

要請に応じて休業又は時短営業を行っている部分の面積で、テナント事業者等、生活必需品の販売事業の区画面積を除く

・単位未満は切り捨てとし、1,000㎡以下の場合は1,000㎡とする

②テナント事業者、出店者

大規模施設内の事業者等の専用の店舗等に係る休業面積

・単位未満は切り捨てとし、100㎡以下の場合は100㎡とする

(\*3) 「特定百貨店店舗」

百貨店等において当該店舗の売上が当該百貨店等に一旦、計上され、その後分配される場合で、百貨店等から一定の区画の分配を受け、当該店舗の運営者の名義で出店し、事業を営んでいる店舗

## 9 事業者への感染防止対策等の要請等（法第 24 条第 9 項）

- 業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底を促すとともに、関係団体を通じて協力を要請する。特に、接待を伴う飲食店及びその他の酒類の提供を行う飲食店等に対し、保健所による食品衛生法上の指導にあわせた感染防止策の周知徹底を行う。
- 飲食店に対し、発熱、せき、味覚障害など、少しでも症状がある従業員がいる場合の自宅待機及び検査受診を要請する。
- Go To Eat 参加飲食店においては、パーティション、アクリル板、テーブル等を利用し、利用客が同居家族や介助者等を除き「4 人以下の単位（接客者を含む）」とする。あわせて、Go To Eat に参加しない飲食店に対しても、同様の協力を要請する。
- 医療機関に対し、医療従事者、患者等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 社会福祉施設に対し、職員、通所者等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 大学等に対し、教職員、学生等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示を要請する。
- 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と、可能な限り QR コードのテーブルやカウンターなどでの掲示を要請する。
- 店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請する。
- 次の事項を事業者・関係団体に要請する。
  - ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進
  - ・「出勤者数の 7 割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）、テレビ会議等を推進  
※県民が無料で利用できる「県民テレワークルーム」を本庁舎等に 5 カ所で開催中（期間：令和 3 年 1 月 19 日～、場所：本庁舎別館、新長田合同庁舎、尼崎・姫路・柏原総合庁舎）
  - ・出勤者数 7 割削減の実施状況の公表
  - ・接触機会低減等の取組を推進
    - ✓ ローテーション勤務・時差出勤等
    - ✓ 職場や寮における「3密」（密閉・密集・密接）の回避
    - ✓ 職場内の換気の励行、検温及びマスク着用の徹底
    - ✓ 発熱等の風邪症状が見られる従業員への出勤免除

## 10 事業活動への支援等

### (1) 企業等の事業継続支援

#### ① 中小企業融資制度による資金繰り支援

- ・融資目標額 8 千億円
- ・4 つの資金による支援

資金区分	限度額	概要
経営活性化資金 (R2. 3. 16～R3. 9. 30)	5,000 万円	迅速な融資・保証審査
借換等貸付 (R2. 3. 16～R3. 9. 30)	2 億 8,000 万円	既往債務の返済負担を軽減、利率 0.7%
危機対応貸付 (R2. 3. 16～R3. 12. 31)	2 億 8,000 万円	危機関連保証を活用、利率 0.7%
新型コロナウイルス対策貸付 (R2. 2. 25～当面の間実施)	2 億 8,000 万円	セーフティネット保証を活用、利率 0.7%

※実施期間の終期については、当面の予定

- ・「伴走型経営支援特別貸付」による支援

早期の経営改善を促すため、金融機関の継続的な伴走支援を受け、経営改善等に取り組む場合、信用保証料の一部を国が補助する保証制度を活用し国制度の限度額を超える資金需要に対して県独自の保証料補助を実施して支援

資金区分	限度額	概要
伴走型経営支援特別貸付 (R3. 4. 1～R4. 3. 31)	6,000 万円 〔 国 4,000 万円 県 2,000 万円 〕	セーフティネット保証・危機関連保証を活用、利率 0.9% 保証料約 3/4 を国又は県が補助

- ・信用保証における、事業者からの提出書類の簡素化、保証審査部門の体制強化などによる審査期間の短縮など弾力的な運用、積極的な承諾
- ・セーフティネット保証 5 号対象外業種（ぱちんこ屋等）について保証対象へ追加
- ・日本政策金融公庫等による資金繰り支援及び特別利子補給制度の活用
- ・金融機関に対し、既往債務に係る条件変更等の弾力的な運用等の配慮を要請

## ②事業の継続を支える支援措置

### ア 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金・月次支援金の活用（国制度）

対象：緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または不要不急の外出・移動自粛により売上が 50%以上減少した事業者

一時支援金（1～2月の緊急事態宣言の影響分）：法人 60 万円、個人 30 万円（上限）

月次支援金（4月以降の緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の影響分）：法人 20 万円/月、個人 10 万円/月（上限）

### イ 酒類販売事業者に対する月次支援金の支給

飲食店等の酒類提供禁止の影響を受ける飲食店と直接取引のある酒類販売事業者に対して、国の月次支援金（売上減少 50%以上、個人 10 万円/月、法人 20 万円/月）を下記のとおり拡充

#### 【4月25日～6月20日】

・売上減少 30%以上 50%未満

4月分：個人 2 万円/月、法人 4 万円/月（上限）

5月分：個人 10 万円/月、法人 20 万円/月（上限）

6月分：個人 6.6 万円/月、法人 13.3 万円/月（上限）

#### 【8月】

国の月次支援金（売上減少 50%以上、個人 10 万円/月、法人 20 万円/月）を下記のとおり拡充

・売上減少 15%以上 30%未満：個人 9.6 万円/月、法人 19.3 万円/月（上限）

※2ヶ月連続している場合（7月、8月両方の売上が 15%以上 30%未満減少）

・売上減少 50%以上 70%未満：個人 9.6 万円/月、法人 19.3 万円/月（上限）

・売上減少 70%以上 90%未満：個人 19.3 万円/月、法人 38.7 万円/月（上限）

・売上減少 90%以上：個人 29 万円/月、法人 58 万円/月（上限）

### ウ キャンセル料支援の活用（国制度）

対象：緊急事態宣言発令地域等において開催予定であった公演等を延期・中止したにもかかわらず発生した費用

金額：2,500 万円（上限）、補助率 10/10

### エ 雇用調整助成金の活用（国制度）

- ・以下の企業は 9 月末まで現行特例措置を延長

a) 緊急事態措置実施区域の要請等に協力する飲食店等

b) まん延防止等重点措置対象地域の要請等に協力する飲食店等

c) 特に業況が悪い事業主（売上が 30%以上減少）

（現行特例措置）

・助成率引上：大企業 1/2→2/3、中小 2/3→4/5（解雇等を行っていない場合は大企業 3/4、中小 10/10）

・助成上限額引上：一人あたり 8,330 円/日→15,000 円/日

- ・雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成の対象  
※上記 a)、b) c) 以外の企業は、5～9月は特例を縮減  
(助成上限額 15,000 円/日→13,500 円/日、中小助成率上限 10/10→9/10)
- ・兵庫労働局助成金デスクによる相談

#### オ 産業雇用安定助成金の活用（国制度）

- 在籍型出向により雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対し助成
- a) 助成率:大企業 3/4、中小 9/10
  - b) 助成上限額：12,000 円/日（出向元・出向先の計）

#### カ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の活用（国制度）

- ・休業中に賃金の支払いを受けられなかった中小企業の労働者からの申請により、休業開始前賃金の 80%(日額上限 9,900 円（緊急事態措置実施区域、まん延防止等重点措置対象地域の要請等に協力する飲食店等は日額上限 11,000 円）を休業実績に応じて支給
- ・大企業に雇用されるシフト制等の非正規労働者も対象に追加

#### キ 小学校休業等対応助成金の活用（国制度）

- ・対象：小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるを得なくなった保護者に対し、有給休暇を取得させた事業主
- ・金額：50,000 円/人 ※10 人まで（上限 50 万）

#### ク 中小企業のための特別相談窓口の設置

- ・ひょうご・神戸経営相談センター、県地域金融室、県信用保証協会、各金融機関

### ③ポストコロナを見据えた事業展開への支援

#### ア 収束後における地域経済の活性化

- ・中小企業の新事業展開への支援  
コロナ禍の環境変化に応じたビジネスモデルの再構築や新たな事業展開に取り組む県内中小企業の取組を支援

事業費	補助金額
50 万円以上 70 万円未満	35 万円
70 万円以上 100 万円未満	50 万円
100 万円以上 150 万円未満	75 万円

- ・商店街お買い物券・ポイントシール事業（事業規模 15 億円：県 2/3、市町 1/3）  
商店街等が取り組むプレミアム付商品券の発行、ポイントシール事業を支援
- ・ひょうごの清酒消費拡大キャンペーンの実施：10,000 千円（定額）  
関係団体による県産清酒のイメージアップ及び消費拡大に向けたキャンペーン事業を支援

#### イ 新たなワークスタイルの推進（ひょうご仕事と生活センター）

- ・テレワーク等を推進するため、設備導入を支援するとともにアドバイザーを設置

#### ④生産拠点の県内回帰、サプライチェーンの強化・再構築

○産業立地条例に基づく補助金等を拡充する。

区分	拡充前 (～R2. 6. 17)	拡充後 (R2. 6. 18～)	
		県内全域で幅広い立地促進	サプライチェーン強化・再構築検討
税 軽 減	不動産 取得税 1/2 軽減 (拠点地区・促進地域)	同左	【一般地域】 1/2 軽減 【促進地域】 3/4 軽減
	法人 事業税 【一般地域】 1/4 軽減・5年間 (拠点地区 1/3 軽減・5年間) 【促進地域】 1/2 軽減・5年間	【一般地域】 1/3 軽減・5年間 (拠点地区 1/2 軽減・5年間) 【促進地域】 同左	【一般地域】 1/2 軽減・5年間 【促進地域】 3/4 軽減・5年間
補 助 金	設 備 投 資 助 【一般地域】 設備投資額の3% ※国等補助金併用不可 【促進地域】 設備投資額の5% ※国等補助金併用不可	同左	【一般地域】 設備投資額の6% ※国等補助金併用可 【促進地域】 設備投資額の10% ※国等補助金併用可
	雇 用 助 【一般地域】 新規正規雇用 : 30万円/人 【促進地域】 新規正規雇用 : 60万円/人 新規非正規雇用 : 30万円/人	同左	【一般地域】 新規正規雇用 : 45万円/人 【促進地域】 新規正規雇用 : 90万円/人 新規非正規雇用 : 同左

#### ⑤雇用対策の強化

##### ア 緊急対応型雇用創出事業

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた労働者等に対して、次の雇用までのつなぎの雇用を創出（実施規模：1,200人）

##### イ 離職者等再就職訓練事業

- ・離職者等の就職促進のため、介護やIT・資格取得等ニーズの高い分野の職業訓練を実施（拡充規模：800人（実施規模：219コース4,150人））

#### (2) 観光振興

##### ○宿泊事業者による前向きな事業継続への支援

宿泊事業者が感染拡大防止策の強化等に取り組む費用を支援する。

補助対象限度額：10,000千円

補助率：大規模施設（100室以上）3/5、中規模施設（31～99室）2/3、小規模施設（1～30室）3/4

※令和2年5月14日から令和3年6月8日までに要した経費は補助率1/2

##### ○県民限定の旅行・宿泊代金割引等

感染状況が落ち着いた後（ステージⅡ相当以下）に、県民限定で県内旅行・宿泊代金の割引支援、旅行期間中に使用可能なクーポン券配布を実施する。

- ・旅行・宿泊代金割引：1人泊あたり最大5,000円
- ・クーポン券配布：1人泊あたり最大2,000円

※上記事業において、感染が落ち着いた後に使用できる前売り宿泊券等の販売を可能とする（準備の整った宿泊施設等で販売可能。ただし、利用開始時期は別途指定）。

##### ○Welcome to Hyogo キャンペーンの展開

旅行市場の回復段階に応じ需要を喚起するキャンペーンを展開（令和2年6月19日～）

- ・バス旅行の支援

区 分	事業内容
ひょうごツアーリズムバス	1台あたり宿泊3万円、日帰り1.5万円
ひょうご五国交流バス	1台あたり宿泊5万円、日帰り2.5万円

### (3) Go To トラベルキャンペーン

○全国において、事業の適用を一時停止する。

### (4) Go To Eat キャンペーン

○プレミアム付食事券の申込受付・販売(引換)等について、Go To トラベルの停止終了日まで停止する。

○令和3年1月14日から販売済のプレミアム付食事券及び付与済みポイントについて県下全域での利用の自粛を呼びかける(有効期限3/31→6/30に延長→7/1以降も利用可能)。

### (5) Go To 商店街事業

○全国において、集客を伴う商店街イベントを延期又は中止する。

### (6) 生活基盤の確保

#### ①生活福祉資金特例貸付の拡充

○特例貸付として、貸付の対象世帯を低所得者だけでなく、新型コロナウイルスの影響を受け収入の減少があった世帯に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を実施

#### ②新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給

○コロナ禍が長期化する中で、既に総合支援資金再貸付の利用が終了して生活に困窮する世帯に対し、生活困窮者自立支援金を支給

#### ③住居確保給付金の支給

○休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれがある者に対し、家賃相当の住居確保給付金を支給

#### ④ひとり親世帯生活支援特別給付金等の支給

○長引くコロナ禍の影響により、負担が大きくなっているひとり親世帯等に対し、生活支援特別給付金を支給

#### ⑤高等職業訓練促進給付金の支給

○ひとり親の資格取得を促進し、就職を支援するため、養成訓練等の受講期間において高等職業訓練促進給付金を支給

#### ⑥ひとり親家庭住宅支援資金貸付の実施

○ひとり親に対する生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進するため、入居している住宅家賃に対する資金を無利子で貸付

### (7) 税制上の特例措置等

○県税を一括納付できない方で、要件を満たす場合は納税を猶予

○県民税の寄附金税額控除の特例(行事の中止等による入場料金払戻請求権の放棄に適用)

○住宅ローン控除(住民税)の特例の拡充(面積要件の緩和、適用期限の1年延長)

○自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減(1%軽減)の延長(令和3年末まで)

○耐震基準不適合既存住宅の耐震改修特例(不動産取得税)の適用要件の弾力化(入居要件の緩和)

○法人関係税等の電子申告・電子納税等を推進



- 自動車税種別割等のインターネットを利用したクレジットカードやスマホアプリ等による納税を推進

## (8) 農林水産事業者への支援

### ①資金繰り支援

- 美しい村づくり資金、豊かな海づくり資金の拡充（当初3年間無利子化、貸付期間延長、融資限度額引上げ）

### ②需要喚起・販売促進

- 県産酒米消費拡大キャンペーン事業（県産酒米100%を原料にした日本酒2.5千円の購入毎に、直売所で使える5百円の金券を配布）
- 県産ブランド牛肉消費促進事業（県産ブランド牛肉1万円の購入者に、抽選で5千円のビーフ券を進呈）
- 県産水産物消費促進事業（県産生鮮水産物2千円の購入者に、抽選で1千円相当の水産物加工品等を進呈）
- ひょうごの酒欧州オンライン商談会（酒蔵向け輸出促進セミナー（3回）、現地バイヤーとのオンライン商談会等を実施）
- 「御食国ひょうご」を活用した県産食材PR事業（兵庫の美味しいものまとめサイト「御食国ひょうご」のWeb広告を展開し、県産食材をPR）

## (9) 公共交通事業者への支援

### ①地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行の支援

- 新型コロナウイルス感染症対策として、車内等の密度を上げないように便数等に配慮した運行に取り組む地域公共交通事業者に対して、国の実証運行支援期間終了後、引き続き支援する。

【補助対象】・地域鉄道事業者（神戸電鉄、北条鉄道、智頭急行）

・路線バス事業者（19事業者）

※公営バス、コミュニティバス、貸切（観光）バス、県外高速バスを除く

・航路事業者（6事業者）※生活航路のみ

【対象経費】車内等の密度に配慮した運行に要する経費（燃料費、人件費等）

※輸送人員減による減便を回避するための輸送力の維持・増便に要する経費相当

【負担割合】県1/4、市町1/4（任意随伴）、事業者1/2

【補助期間】1ヶ月間 ※国実施期間後を支援

### ②タクシー事業者感染防止対策の支援

- タクシー事業者における一層の感染拡大防止対策を図るため、国庫補助事業と協調した支援を実施する。

【補助対象】県内タクシー事業者

【対象経費】高性能な空気清浄機導入等の感染症対策に要する経費

【負担割合】国1/2、県1/4、事業者1/4

## 11 県としての対応等

### (1) 県庁舎・県職員の感染防止対策等

- 職員の在宅勤務の活用による出勤者の原則7割削減を目指す。
- 職員の感染防止対策を行う。
  - ・時差出勤・フレックス制・特別休暇の活用の推進
  - ・サテライトオフィスの活用
  - ・テレビ会議システムの活用
  - ・マスク着用、人と人との間の十分な距離の確保、換気の徹底等

- ・出勤時の自宅での検温の徹底、庁舎入口におけるサーモグラフィによる検温の実施
  - ・窓口業務等は職場環境に応じ、密閉、密集、密接とならないような方法により実施
- 市町職員の在宅勤務等の活用による出勤者7割削減を要請する。

## (2) 予算の早期実施

- 国の補正予算等を活用して編成した県の補正予算と令和3年度当初予算の速やかな実施を図る。

## (3) 組織体制の整備

- 「次なる波」の到来等に備え、組織体制を強化する（令和2年7月1日付）。
- ・健康福祉部に新たに「感染症等対策室（室長：本庁局長級）」を設置し、同室に「感染症対策課」を置き、感染症対策を統括する機能を強化
  - ・感染症対策課に医務課・薬務課・社会福祉課・健康増進課・病院局企画課・復興支援課（R3.4～防災支援課）で実施している新型コロナウイルス感染症対策業務を一元化し、それぞれの課長が感染症対策課参事を兼務
- 新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施に向け、組織体制を強化する。
- ・健康福祉部感染症等対策室に新たに「ワクチン対策課」を設置し、同課に「参事（ワクチン対策担当）」を設置（令和3年1月25日付）
  - ・大規模接種会場の設置・運営を実施するため、健康福祉部感染症等対策室に新たに「参事（大規模接種担当）」を設置し、ワクチン対策課に新たに「参事（大規模接種企画担当）」、「参事（大規模接種推進担当）」を設置（令和3年5月17日付）

## (4) 自殺対策

- 新型コロナウイルス感染症の影響で生活の悩みや不安を感じる県民に対し、「こころの健康相談統一ダイヤル（☎0570-064-556）」など、相談窓口の啓発を図る。
- ・相談窓口一覧 URL <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf09/soudanmadoguti.html>

## (5) 女性に対する支援

- 男女共同参画センターにおいて、女性のための悩みや就労の相談を実施する（「女性のための悩み相談」☎078-360-8551）。
- コロナ禍で様々な不安や困難を抱える女性の相談に幅広く対応するため、NPO等民間団体と連携し、Web等を活用した相談支援事業や居場所づくり等を行う。

### 〔改定年月日〕

(令和2年 4月13日改定)	(令和2年 4月17日改定)	(令和2年 4月24日改定)
(令和2年 4月28日改定)	(令和2年 5月 4日改定)	(令和2年 5月15日改定)
(令和2年 5月21日改定)	(令和2年 5月26日改定)	(令和2年 6月18日改定)
(令和2年 7月 9日改定)	(令和2年 7月17日改定)	(令和2年 7月23日改定)
(令和2年 7月29日改定)	(令和2年 8月 1日改定)	(令和2年 8月28日改定)
(令和2年 9月17日改定)	(令和2年10月14日改定)	(令和2年11月 5日改定)
(令和2年11月11日改定)	(令和2年11月18日改定)	(令和2年11月24日改定)
(令和2年12月10日改定)	(令和2年12月24日改定)	(令和3年 1月 8日改定)
(令和3年 1月12日改定)	(令和3年 1月22日改定)	(令和3年 2月 3日改定)
(令和3年 2月22日改定)	(令和3年 3月 4日改定)	(令和3年 3月18日改定)
(令和3年 3月29日改定)	(令和3年 4月 2日改定)	(令和3年 4月 9日改定)
(令和3年 4月15日改定)	(令和3年 4月21日改定)	(令和3年 4月23日改定)
(令和3年 4月28日改定)	(令和3年 5月 7日改定)	(令和3年 5月12日改定)
(令和3年 5月13日改定)	(令和3年 5月28日改定)	(令和3年 6月18日改定)
(令和3年 6月21日改定)	(令和3年 7月 8日改定)	(令和3年 7月28日改定)
(令和3年 7月30日改定)		

# 第5波急拡大！感染対策徹底要請！

令和3年8月12日

## まん延防止等重点措置区域の拡大

本県の新規感染者数は、本日(8月12日)過去最多の728人となるなど、**感染急拡大**しています。**病床使用率は約5割**となり、このまま**拡大が続けば、医療ひっ迫に繋がりがねません**。そのため、神戸市、阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市に加え、**8月16日から、北播磨・中播磨・西播磨・丹波・淡路地域を「まん延防止等重点措置区域」に指定することとしました**。若い世代の方々をはじめ**一人一人が自覚をもって、責任ある行動をお願いします**。

### 1 リスクの高い行動の回避

- ・日中も含め**不要不急の外出・移動を自粛し、帰省・旅行等は中止・延期**してください。
- ・友人等との**会食や宅飲み、路上・公園での飲酒は絶対にしない**てください。
- ・部活動やサークル活動などの際には、**熱中症に注意し、会話の際のマスクの着用など感染対策を徹底**してください。
- ・**時短要請時間外に営業している飲食店等や感染対策（アクリル板の設置又は座席間隔1 m以上の確保など）が徹底されていない飲食店等の利用はやめ**てください。

### 2 ワクチンの積極的な接種

- ・**ワクチン接種は感染を予防**します。副反応や接種後の死亡例等の**誤った情報には惑わされず、正確な情報のもと、積極的な接種への参加**をお願いします。

### 3 事業者の皆様へ

- ・飲食店等は、**営業時間の厳守、特に措置区域での酒類提供の禁止**をお願いします。
- ・多数の方が利用する**集客施設は、入場整理等により密を避けて**ください。
- ・**職場クラスターが増えています。従業員の感染対策の徹底、テレワーク等の推進**をお願いします。

兵庫県知事 齋藤 元彦